

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成21年6月26日

【事業年度】 第60期(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

【会社名】 株式会社カワタ

【英訳名】 KAWATA MFG. CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 湯川直人

【本店の所在の場所】 大阪市西区阿波座1丁目15番15号(第一協業ビル)

【電話番号】 06(6531)8211

【事務連絡者氏名】 常務取締役執行役員管理部門統括 尾崎 彰

【最寄りの連絡場所】 大阪市西区阿波座1丁目15番15号(第一協業ビル)

【電話番号】 06(6531)8211

【事務連絡者氏名】 常務取締役執行役員管理部門統括 尾崎 彰

【縦覧に供する場所】 株式会社ジャスダック証券取引所
(東京都中央区日本橋茅場町1丁目5番8号)
株式会社カワタ東日本営業部
(埼玉県川口市領家5丁目5番13号)

(注) 印は金融商品取引法の規定による縦覧に供すべき場所ではありませんが、投資者の縦覧の便宜のため備えるものであります。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次 決算年月	第56期 平成17年3月	第57期 平成18年3月	第58期 平成19年3月	第59期 平成20年3月	第60期 平成21年3月
(1) 連結経営指標等					
売上高 (千円)	13,139,622	13,344,825	14,295,849	15,600,570	13,361,388
経常利益 (千円)	958,376	623,432	821,478	1,172,757	373,724
当期純利益 (千円)	595,189	365,273	424,040	631,841	123,387
純資産額 (千円)	5,092,594	5,538,952	6,110,763	6,554,837	6,220,881
総資産額 (千円)	11,065,785	12,193,311	11,697,125	12,633,798	12,107,736
1株当たり純資産額 (円)	703.60	766.82	815.84	886.89	849.15
1株当たり当期純利益 (円)	78.81	47.93	58.94	87.88	17.17
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)					
自己資本比率 (%)	46.0	45.4	50.2	50.5	50.1
自己資本利益率 (%)	12.3	6.9	7.4	10.3	2.0
株価収益率 (倍)	8.2	13.9	11.0	6.0	15.6
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	270,934	743,543	872,691	829,846	735,393
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	82,582	379,734	27,583	206,463	843,577
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	636,714	177,812	976,185	172,353	872,478
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)	2,066,746	2,303,935	2,246,868	2,718,243	3,338,184
従業員数 (名)	538 (39)	593 (27)	624 (26)	635 (29)	657 (32)
(2) 提出会社の経営指標等					
売上高 (千円)	9,586,444	8,514,561	9,296,533	9,698,994	7,961,374
経常利益 (千円)	689,300	382,597	471,793	530,521	107,049
当期純利益 (千円)	465,379	282,135	248,541	315,311	84,248
資本金 (千円)	977,142	977,142	977,142	977,142	977,142
発行済株式総数 (千株)	7,210	7,210	7,210	7,210	7,210
純資産額 (千円)	4,448,862	4,711,790	4,827,613	4,969,817	4,910,416
総資産額 (千円)	9,161,984	9,236,410	8,712,484	8,963,389	8,996,520
1株当たり純資産額 (円)	614.98	652.34	671.14	691.28	687.66
1株当たり配当額 (内1株当たり 中間配当額) (円)	10.00 ()	10.00 ()	10.00 ()	13.00 (5.00)	10.00 (6.50)
1株当たり当期純利益 (円)	61.59	36.84	34.54	43.85	11.72
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)					
自己資本比率 (%)	48.6	51.0	55.4	55.4	54.6
自己資本利益率 (%)	10.9	6.2	5.2	6.4	1.7
株価収益率 (倍)	10.6	18.1	18.8	12.1	22.8
配当性向 (%)	16.2	27.1	28.9	29.6	85.3
従業員数 (名)	151 (11)	154 (10)	171 (10)	181 (9)	185 (10)

(注) 1 売上高には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。

2 は損失又は支出超過を示しております。

3 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、平成17年3月期は希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため、また、平成18年3月期以降は潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

4 従業員数は就業人員数であります。また、()内は臨時従業員数であり、外数であります。

5 純資産額の算定にあたり、平成19年3月期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

2 【沿革】

年月	概要
昭和26年7月	「川田製作所」を「株式会社川田製作所」に改組(資本金250千円)し、大阪市阿倍野区に本社を、大阪市西成区に大阪工場を設置し、合成樹脂用加工機械の設計・生産開始。
昭和30年9月	大阪市西成区に本社及び大阪工場を移転。
昭和37年6月	合理化機械「スーパーミキサー」の生産開始。
昭和37年10月	自動輸送機「オートローダー」の実用新案を取得、生産開始。
昭和38年3月	東京都台東区に東京営業所を設置。
昭和43年4月	兵庫県三田市に三田工場を設置。
昭和45年1月	コネア社(米国)との間で、合成樹脂原料自動着色計量装置「オートカラー」について技術提携。
昭和48年3月	クラウド マッフアイ社(西独)との間で、合成樹脂処理機械「グラッシュミキサー」について技術提携。
昭和48年9月	ドクター ロドリッチ グラフ氏(西独)との間で、脱湿密閉型乾燥機「チャレンジャー」について技術提携。
昭和49年6月	東京都足立区に東京営業所を移転。
昭和50年1月	大阪市西区(現住所)に本社を移転。
昭和54年5月	東京営業所を東京支店に改称。
昭和55年8月	東洋インキ製造株式会社との間で、粉粒体処理用振動混合機「スーパーフローター」について技術提携。
昭和57年4月	東京支店を東京工場と改称し、東京都中央区に東京支店を設置。
昭和60年3月	「株式会社川田製作所」を「株式会社カワタ」に社名変更。
昭和63年5月	埼玉県川口市に東京工場を移転し、旧工場を閉鎖。
平成元年7月	米国アキゾマティックス社(現 トレクセル社)との間で、自動連続水分測定装置「アキゾメーター」について技術提携。
平成元年9月	米国に現地法人「カワタU.S.A. INC.」を設立。
平成元年11月	シンガポール国に現地法人「カワタMFシンガポールPTE. LTD.」を設立。(現在名「カワタパシフィックPTE. LTD.」)
平成2年1月	大阪市西区に「(株)サーモテック」を設立。
平成3年12月	社団法人日本証券業協会に店頭銘柄として登録。
平成5年9月	マレーシア国に現地法人「カワタエンジMFG. SDN. BHD.」を設立。
平成6年3月	埼玉県川口市(現 東京工場)に東京支店を移転。
平成6年4月	中国上海市に駐在員事務所開設。
平成7年3月	中国上海市に現地法人「川田(上海)有限公司」を設立。
平成7年4月	東京支店を東日本事業部(現 東日本営業部)に併合。
平成7年4月	中国廣州市に駐在員事務所開設。
平成7年4月	トヨタ自動車株式会社及び東洋インキ製造株式会社との間で、着色成形システム「シンクロオートカラー」について技術提携。
平成7年11月	ドイツ国INOEX社から「押出成形制御システム」の独占販売権を取得、販売を開始。
平成8年1月	三田工場を増改築し、大阪工場を三田工場に集約統合。
平成8年8月	タイ国に現地法人「カワタタイランドCO., LTD.」を設立。
平成9年7月	中国上海市に現地法人「川田機械製造(上海)有限公司」を設立。
平成10年4月	スウェーデン国ラピッド社から「プラスチック粉砕機」の独占販売権を取得、販売を開始。
平成11年5月	品質保証の国際規格「ISO9001」の認証を取得。
平成11年12月	大阪市西区に「(株)カワタテクノサービス」を設立。
平成12年2月	台湾に現地法人「川田国際股? 有限公司」を設立。
平成12年7月	大阪工場改修工事完了。
平成12年8月	600千株公募増資。
平成12年10月	東京都千代田区に東京営業所を設置。
平成13年1月	三田工場自動倉庫完成。
平成14年4月	大阪市西区にスウェーデン国ラピッド社と合併で「(株)カワトラピッドジャパン」を設立。
平成15年1月	中国香港特別行政区に現地法人「川田機械香港有限公司」を設立。
平成15年2月	中国天津市に駐在員事務所開設。
平成15年9月	微細発泡プラスチック新素材(MCF)製造成形機を商品化。
平成16年12月	株式会社ジャスダック証券取引所に株式を上場。
平成17年4月	静岡県藤枝市の「エム・エルエンジニアリング(株)」の発行済株式の100%を取得。
平成17年10月	「川田機械製造(上海)有限公司」の工場を増設(上海第3工場)。
平成20年2月	環境マネジメントシステムの国際規格「ISO14001」を全社を対象に認証取得。

3 【事業の内容】

当社グループは、当社及び子会社12社で構成され、プラスチック成形機周辺装置等のプラスチック製品製造機器の製造、販売及びこれに関連するシステムエンジニアリングその他のサービス等の活動を主な事業とし、環境関連等の新規事業を展開しております。

当社グループの事業内容及び当社と関係会社の各事業に係る位置付け並びに第5経理の状況1(1)連結財務諸表注記に掲げる事業の種類別セグメントとの関連は、次のとおりであります。

(1) プラスチック製品製造機器事業

主要な製品は輸送機(オートローダー)、輸送・計量・混合機(オートカラー)、高速混合機(スーパーミキサー)、乾燥機(チャレンジャー)、大型乾燥装置、原料受入貯蔵システム、原料自動分配供給システム、原料計量混合システム、金型温度調節機(ジャストサーモ)及び金型冷却機(チラー)であり、金型温度調節機及び金型冷却機は㈱サーモテックが製造し、その他は当社が製造して、これらを当社が販売しておりますが、一部については㈱サーモテックが直接顧客へ販売しております。エム・エルエンジニアリング㈱は、プラスチック成形加工合理化機器を製造し、直接顧客へ販売しております。

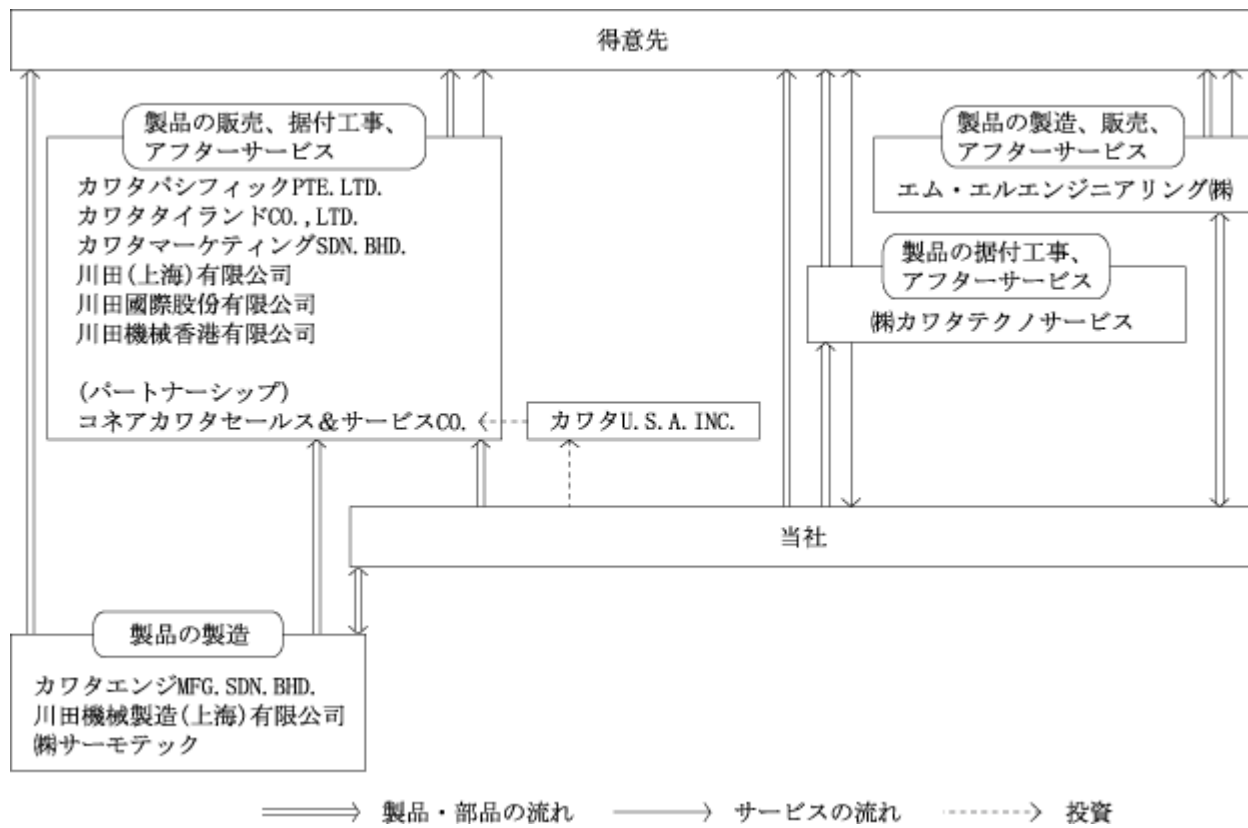
海外ではカワタエンジニアリング(SDN.BHD.)及び川田機械製造(上海)有限公司が主として輸送機、乾燥機、金型温度調節機を製造し、カワタパシフィックPTE.LTD.、カワタマーケティングSDN.BHD.、カワタタイランドCO.,LTD.、川田(上海)有限公司、川田機械製造(上海)有限公司、川田機械香港有限公司及び川田国際股? 有限公司がアジア地域に販売しております。また、カワタU.S.A.INC.の投資先のパートナーシップ「コネアカワタセールス&サービスCO.」が北米地域に販売しております。

㈱カワタテクノサービスが日本国内の、カワタパシフィックPTE.LTD.、カワタマーケティングSDN.BHD.、カワタタイランドCO.,LTD.、川田(上海)有限公司、川田機械香港有限公司及び川田国際股? 有限公司がアジア地域内の、当該製品の据付工事及びアフターサービス業務を行っております。

(2) 新規事業

主要な製品はプラスチック粉砕機、環境保全関連の各工程の合理化機器及び自動化システムであり、当社が製造、販売しております。

事業の系統図は次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容	
					役員の兼任等	事業上の関係
(連結子会社)						
カワタU.S.A. INC.	米国ペンシル バニア州	80千米ドル	プラスチック 製品製造機器 事業	100.0	兼任 2人	「コネアカワタセールス & サービスCO.」に対する投資
カワタパシフィック PTE.LTD. (注)2、6	シンガポール国	2,000千 シンガポール ドル	〃	100.0	兼任 1人	当社製品の販売・据付工事及 びアフターサービス業務
カワタタイランド CO.,LTD.	タイ国バンコク市	6,000千 タイバーツ	〃	60.0	兼任 1人 出向 1人	当社製品の販売・据付工事及 びアフターサービス業務
カワタエンジMFG. SDN.BHD. (注)2	マレーシア国 ネグリセム ピラン州	6,000千 マレーシア ドル	〃	93.3	兼任 1人 出向 1人	当社製品の製造
カワタマーケティング SDN.BHD. (注)4、6	マレーシア国 ネグリセム ピラン州	10千 マレーシア ドル	〃	100.0 (100.0)	兼任 1人	当社製品の販売・据付工事及 びアフターサービス業務
川田(上海)有限公司 (注)2、5	中華人民共和国 上海市	1,000千米ドル	〃	100.0 (25.0)	兼任 1人 出向 1人	当社製品の販売・据付工事及 びアフターサービス業務
川田機械製造 (上海)有限公司 (注)2	中華人民共和国 上海市	875千米ドル	〃	100.0	兼任 2人 出向 1人	当社製品の製造 金融機関からの借入金に対し 当社が債務保証している。
川田国際股? 有限公司 (注)6	中華民国 台湾省新竹市	1,000千 ニュートイ ワンドル	〃	100.0	兼任 4人 出向 1人	当社製品の販売・据付工事及 びアフターサービス業務
川田機械香港有限公司 (注)6	中華人民共和国 香港特別行政区	100千 ホンコン ドル	〃	100.0	兼任 3人	当社製品の販売・据付工事及 びアフターサービス業務
㈱カワタテクノサービス (注)6	大阪市西区	50,000	〃	100.0	兼任 3人 転籍 1人	当社製品の据付・配管工事及 びアフターサービス業務
㈱サーモテック (注)2、6	大阪市西成区	33,400	〃	54.4	兼任 1人 転籍 2人	当社製品の製造
エム・エルエンジニア リング㈱	静岡県藤枝市	75,000	〃	100.0	兼任 2人	原材料及び製品の一部を相互 に供給している。

(注) 1 事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

2 カワタパシフィックPTE.LTD.、カワタエンジMFG.SDN.BHD.、川田(上海)有限公司、川田機械製造(上海)有限公司及び㈱サーモテックは特定子会社であります。有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

3 子会社はすべて売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が100分の10以下であるため、主要な損益情報等の記載を省略しております。

4 カワタマーケティングSDN.BHD.の議決権の所有割合は、カワタエンジMFG.SDN.BHD.の所有に係る間接所有割合であります。

5 川田(上海)有限公司の議決権の所有割合は、カワタパシフィックPTE.LTD.の所有に係る間接所有割合25.0%を含んでおります。

6 役員の兼任等の人数のうち、カワタパシフィックPTE.LTD.の兼任の1人、カワタマーケティングSDN.BHD.の兼任の1人、川田国際股? 有限公司の兼任の1人、川田機械香港有限公司の兼任の2人、㈱サーモテックの兼任の1人及び㈱カワタテクノサービスの兼任の1人は当社の従業員であります。

7 議決権の所有割合の()内は子会社が有する議決権の所有割合で内数であります。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年3月31日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(名)
プラスチック製品製造機器事業	647 (32)
新規事業	10 ()
合計	657 (32)

(注) 従業員数は就業人員数であります。また、()内は臨時従業員数であり、外数であります。

(2) 提出会社の状況

平成21年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
185 (10)	40.1	12.7	6,212

- (注) 1 従業員数は就業人員数であります。また、()内は臨時従業員数であり、外数であります。
2 従業員の定年は満60歳の誕生日とし、希望者全員を対象とした65歳までの再雇用制度を導入しております。
3 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループでは提出会社である当社のみが労働組合を組織しており、「カワタ労働組合」と称し、平成21年3月31日現在の組合員数は137名でユニオンシップ制であり、上部団体には所属していません。労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度における米国の住宅・消費パブルの崩壊は、米国、欧州の金融危機を引き起こし、世界同時不況をもたらしました。わが国におきましても、平成20年秋以降、輸出や生産が急減速し、企業収益の減少や雇用情勢の悪化等、景気は極めて厳しい状況が続いております。

当社グループの主力納入先であるプラスチック成形加工業界におきましても、業況判断が急速に悪化し設備投資の中止、延期、縮小の動きが広がり、平成20年1月～12月の射出成形機の国内生産は台数ベースで約12,600台、金額ベースで約1,493億円とおおむね前年同期の8割となり、平成21年1月以降では更に減少幅が拡大しております。

このような環境下、当社グループは、コアビジネスのプラスチック成形関連分野において、当業界のリーディングカンパニーとして、品質の向上、納期の確守、新製品の開発等、多様化するユーザーニーズに対応するとともに、環境、電池、食品、医薬、化粧品等の新規販売分野において新技術の応用・開発と受注拡大に注力してまいりました。

しかしながら、売上高はプラスチック成形加工業界における設備投資減少の影響を受け、前年同期比22億3千9百万円減(同14.4%減)の133億6千1百万円となりました。

損益面では、売上高の減少に伴う売上総利益の減少に加えて、価格競争の激化や売上構成比の変動等による売上総利益率の悪化(前年同期比2.2%減)等により、営業利益は前年同期比7億4千7百万円減少して4億2千8百万円(同63.5%減)、経常利益は前年同期比7億9千9百万円減少して3億7千3百万円(同68.1%減)となりました。

また、貸倒引当金戻入額6百万円等を特別利益に、投資有価証券評価損4千1百万円等を特別損失に計上し、これから法人税、住民税及び事業税1億7千4百万円等を差し引いた結果、当期純利益は前年同期比5億8百万円減少して1億2千3百万円(同80.5%減)となりました。

事業の種類別セグメントでは、プラスチック製品製造機器事業の売上高は、プラスチック成形加工業界における設備投資の減少により、前年同期比20億5千万円減(同13.8%減)の128億1千8百万円となり、営業利益は売上高の減少に伴う売上総利益の減少、価格競争の激化による売上総利益率の悪化等により、前年同期比8億円減(同62.8%減)の4億7千4百万円となりました。新規事業の売上高は、前年同期比1億8千8百万円減(同25.8%減)の5億4千3百万円にとどまり、損益面でも諸経費の削減等により前年同期比5千3百万円改善したものの、4千5百万円の営業損失となりました。

所在地別セグメントでは、日本では、売上高が前年同期比15億9千3百万円減(同13.1%減)の106億4百万円となり、営業利益も前年同期比6億2千5百万円減(同77.2%減)の1億8千4百万円となりました。中国におきましては、売上高は前年同期比5億4千3百万円減(同22.1%減)の19億1千9百万円となり、営業利益も前年同期比6千4百万円減(同29.0%減)の1億5千7百万円となりました。その他の地域では、売上高は前年同期比6億3千4百万円減(同26.2%減)の17億8千4百万円となり、営業利益も前年同期比9千7百万円減(同66.6%減)の4千8百万円となりました。なお、所在地別セグメントの売上高には、セグメント間の内部売上高を含んでおります。

なお、上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前当期純利益が3億3千6百万円となり、減価償却費1億5千9百万円、売上債権の減少11億4千6百万円、たな卸資産の減少5千3百万円の収入要因に対し、仕入債務の減少4億6千3百万円、法人税等の支払4億6千2百万円等の支出要因が発生し、7億3千5百万円の収入超過(前年同期は8億2千9百万円の収入超過)となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは有形固定資産の取得による支出8億1千1百万円、投資有価証券の取得による支出2百万円等により、8億4千3百万円の支出超過(前年同期は2億6百万円の支出超過)となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは借入金の増加5億5千7百万円、社債の増加4億7千4百万円、配当金の支払1億4百万円等により、8億7千2百万円の収入超過(前年同期は1億7千2百万円の支出超過)となりました。

以上の結果、当連結会計年度末の現金及び現金同等物期末残高は、前連結会計年度末に比べて6億1千9百万円増加して、33億3千8百万円となりました。

2 【生産、受注及び販売の状況】

「プラスチック製品製造機器事業」セグメントにおける受注実績については当社及びエム・エルエンジニアリング(株)がその大半を占めているため両社の実績により、また、生産実績については当社、(株)サーモテック及びエム・エルエンジニアリング(株)がその大半を占めているため、当該3社の実績により記載しております。

(1) 生産実績

当連結会計年度の生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	生産高(千円)	前年同期比(%)
プラスチック製品製造機器事業	8,273,262	7.9
新規事業	549,833	20.8
合計	8,823,095	8.9

- (注) 1 金額は販売価格によっております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当連結会計年度の受注実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
プラスチック製品製造機器事業	7,395,737	27.0	1,369,858	44.3
新規事業	302,200	64.6	41,660	85.3
合計	7,697,937	29.9	1,411,518	48.5

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当連結会計年度の販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
プラスチック製品製造機器事業	12,818,147	13.8
新規事業	543,241	25.8
合計	13,361,388	14.4

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

世界各国の景気対策の発動や中国等の新興国の内需拡大、在庫調整の進展による生産の回復等、一部では期待感が始まったとはいえ、米国、欧州、日本の景気は依然深刻な状況が続いております。製造業全体の設備投資計画も前年比2～3割減の状況であり、当社グループの主力納入先であるプラスチック成形加工業界におきましても、企業収益および設備投資の底入れ時期は未だ予想のつかない状況であります。

当社グループでは、かかる環境下、コア事業におきまして、生産拠点(日本、中国、マレーシア)および営業・サービス拠点(日本、中国、東南アジア、米国)相互の連携を強固にし品質、コスト、納期面での競争力を一層強化することにより、グローバル化するユーザーニーズへ対応しマーケットシェアの拡大と収益力の向上を図ってまいります。一方、高付加価値製品の開発や環境、電池、食品、医薬、化粧品等の新規販売分野の開拓にも積極的に経営資源を投下することにより、市場対応力のある企業として成長を続け、企業価値・株主価値を高めるとともに、コーポレート・ガバナンスの強化、コンプライアンスの徹底、内部統制システムの整備・運用と改善の継続、人材の育成と強化により、経営体質の一層の強化を図ってまいります。

(株式会社の支配に関する基本方針について)

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本指針(会社法施行規則第127条本文に定義されるものをいい、以下「基本方針」という)並びに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(会社法施行規則第127条第2号口)の一つとして、下記のとおり、当社株式の大量取得行為に関する対応策(以下、「本プラン」という)を導入しております。

1 基本方針について

(1) 基本方針の内容

当社は、株式を上場して市場での自由な取引に委ねております。従って、当社は、当社経営の支配権の移転を伴うような買付提案等に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の自由な意思に基づき行われるべきものと考えます。

当社の企業価値・株主共同の利益の向上に資する者であれば、当社の株式を大量に取得し当社の経営に関与しようとする買付を否定するものではありませんが、当社株式の買付等の提案を受けた場合に、それが当社の企業価値・株主共同の利益に影響を及ぼすか否かにつき当社株主の皆様が適切に判断されるためには、当社株式買付等の提案をした者による買付後の当社の企業価値・株主共同の利益の向上に向けた取組み等について当社株主の皆様十分に把握していただく必要があると考えます。

しかしながら、当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、会社や株主に対して買付に係る提案内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を提供しないもの、買付目的や買付後の経営方針等に鑑み、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうことが明白であるもの、買付に応じることを株主に強要するような仕組みを有するもの、買付条件が会社の有する本来の企業価値・株主共同の利益に照らして不十分または不適切であるもの等、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれをもたらすものも想定されます。

当社は、このような企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えます。

(2) 基本方針の実現及び企業価値向上のための施策

(a) 当社グループの経営の基本方針

当社グループは、プラスチック成形工場における合理化機器システムの製造販売に長年携わっております。製造工程の省力化と加工材料のロス低減による環境への負荷軽減を理念とし、CES(低コスト(C)、省エネ(E)、省スペース(S))を合言葉に、当業界のリーディングカンパニーとして、高機能かつ操作性に優れた独自製品を開発し新技術を世界に発信し続けるとともに、現場力を一層強化し収益力の向上を図っております。更に、プラスチック成形関連分野で培った技術、ノウハウを応用して、環境、電池、食品、医薬、化粧品等の新規販売分野を開拓・拡大していくことにより、市場対応力のある企業として成長を続け、企業価値・株主価値を高めていくことを基本方針としております。

(b) 中長期的な企業価値向上のための取組み

当社グループの主力納入先であるプラスチック成形加工業界は、国内外での激しい技術革新と品質・価格競争の中にあります。

当社グループでは、かかる環境下、コア事業におきまして、生産拠点(日本、中国、マレーシア)および営業・サービス拠点(日本、中国、東南アジア、米国)相互の連携を強固にし品質、コスト、納期面での競争力を一層強化することにより、グローバル化するユーザーニーズへ対応しマーケットシェアの拡大と収益力の向上を図ってまいります。一方、高付加価値製品の開発や新規販売分野の開拓にも積極的に経営資源を投下することにより、安定した事業成長と高収益事業構造の構築を中長期的

に目指してまいります。

以上により、企業価値を向上するとともに株主価値を持続的に増大させることを中長期的な目標としております。

2 本プランの導入目的と必要性

当社取締役会は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針が決定されることを防止する取り組みの一つとして、当社株式の大規模な買付行為が行なわれる場合に、買付に応じるべきか否かを株主の皆様適切に判断していただけるように、当社取締役会が大規模な買付行為を行う者から必要な情報を入手するとともに、その大規模な買付行為や買付提案を評価・検討する期間を確保し、株主の皆様への代替案を含めた判断のために必要な情報を提供することを目的として、本プランの導入が必要であるとの結論に至りました。

このような判断に立って、当社は、平成19年5月14日開催の取締役会決議により本プランを導入し、平成19年6月28日開催の第58期定時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。また、当社は現時点において当社株式等の大量買付等に係る提案を受けているわけではありません。

なお、本プランにおいては、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立委員会規程(その概要については資料1ご参照)に従い、(1)当社社外監査役、(2)当社社外取締役または(3)社外有識者(実績ある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士及び学識経験者等)で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会の判断を経るとともに、株主の皆様適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。平成21年6月26日開催の取締役会において、資料2のとおり3氏が選任されております。

3 本プランの基本的考え方

当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、4以下に定める本プランの内容に従った具体的な対応策の導入を実施し、本プランの内容を、株式会社ジャスダック証券取引所における適時開示、当社事業報告等の法的開示書類における開示、当社ホームページ等への掲載等により周知させることにより、当社株式等に対する買付を行う者が遵守すべき手続があること、並びに、当社が、以下の行使条件及び取得条項が付された新株予約権の無償割当てを実施することがあり得ることを事前に警告することをもって当社の買収防衛策といたします。

買付者等による権利行使は認められないとの行使条件

買付者等以外の者から株式と引換えに新株予約権を取得するとの取得条項

4 本プランの内容(基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み)について

(1) 本プランの発動に係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは下記 または に該当する当社株式等の買付またはこれに類似する行為(以下「買付等」という)がなされる場合を適用対象とする。買付等を行う者または提案する者(以下「買付者等」という)は、予め本プランに定められる手続に従うこととする。

当社が発行者である株式等(注1)について、保有者(注2)の株式等保有割合(注3)が20%以上となる買付

当社が発行者である株式等(注4)について、公開買付(注5)にかかる株式等の株式等所有割合(注6)及びその特別関係者(注7)の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付

(b) 買付者等に対する情報提供の要求

買付者等は、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、以下の各号に定める情報(以下「本必要情報」という)及び当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面(以下「買付説明書」と総称する)を当社の定める書式により提出する。

当社取締役会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上で、追加的に情報を提供するように求めることがある。この場合、買付者等においては、かかる情報を追加的に提供する。

当社取締役会は、買付者等から買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとする。独立委員会は、これを受けて、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上で、追加的に情報を提供するように求めることがある。この場合、買付者等においては、かかる情報を追加的に提供する。

買付者等及びそのグループ(共同保有者(注8)、特別関係者及び(ファンドの場合は)各組合員その他の構成員を含む)の詳細(具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容等を含む)
買付等の目的、方法及び内容(買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実行の可能性を含む)
買付等の価格の算定根拠(算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付等にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含む)
買付等の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含む)の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含む)
大規模買付行為に際しての独立委員会との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容
買付等の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
買付等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策
その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、引き続き買付説明書及び本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記(d)記載のとおり、当社取締役会に対して、下記(3)にその概要が記載される新株予約権(以下「本新株予約権」という)の無償割当て(以下「本新株予約権の無償割当て」という)を実施することを勧告する。

- (注) 1 証券取引法第27条の23第1項に定義される。以下別段の定めがない限り同じ。
2 証券取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。
3 証券取引法第27条の23第4項に定義される。以下同じ。
4 証券取引法第27条の2第1項に定義される。以下において同じ。
5 証券取引法第27条の2第6項に定義される。以下同じ。
6 証券取引法第27条の2第8項に定義される。以下同じ。
7 証券取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。)をいう。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株式等の公開買付の開示に関する内閣府令第3条第1項で定める者を除く。以下同じ。
8 証券取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含む。以下同じ。

(c) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書及び追加提出を求められた本必要情報(もしあれば)が提出された場合、当社取締役会に対しても、独立委員会が定める合理的な期間内(但し、当該期間は、買付者等から買付説明書及び追加提出を求められた本必要情報(もしあれば)が提出された時点から算定するものとし、原則として30日間を超えないものとする)に買付者等の買付等の内容に対する意見(留保する旨の意見を含むものとする。以下同じ)、その根拠資料、及び代替案(もしあれば)その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を速やかに提示するよう要求することがある。

独立委員会による検討作業

買付者等及び(当社取締役会に対して上記のとおり情報・資料等の提示を要求した場合には)当社取締役会から情報・資料等(追加的に要求したのものも含む)の提供が十分になされたとして独立委員会が認めた場合、その時点から、対価を円価現金のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は原則として60日間を超えない検討期間、その他の大規模買付行為の場合は原則として90日間を超えない検討期間(但し、下記(d)に記載するところに従い、独立委員会は当該期間の延長・再延長をその決議をもって行うことができるものとし、以下「独立委員会検討期間」という)を独立委員会は設定する。

独立委員会は、独立委員会検討期間内において買付者等及び当社取締役会から提供された情報・資料等に基づき、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等の買付等の内容の検討、当社取締役会による代替案の検討及び買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行う。

買付者等は、独立委員会が、独立委員会検討期間において、自らまたは当社取締役会を通じて、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとする。

独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む)の助言を得ることができるものとする。

株主及びステークホルダーに対する情報開示

独立委員会は、自らまたは当社取締役会等を通じて、買付者等から買付の提案がなされた事実とその概要、本必要情報の概要及び独立委員会による検討内容(独立委員会検討期間の開始日及び終了日を含む)その他の状況のうち独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行う。

(d) 独立委員会における判断方法

独立委員会は、買付者等が出現した場合において、以下の手続に従い、当社取締役会に対する勧告を行うものとする。なお、独立委員会が当社取締役会に対して下記 から に定める勧告または決議をした場合、その他独立委員会が適切と考える場合には、独立委員会は、当該勧告または決議の事実とその概要その他独立委員会が適切と判断する事項(下記 に従い独立委員会検討期間を延長・再延長する旨の決議を行う場合には、その旨及び延長・再延長の期間・理由の概要を含む)について、自らまたは当社取締役会を通じて、速やかに情報開示を行う。

独立委員会が「本プラン」の発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が上記(b)及び(c)に規定する手続を遵守しなかった場合、または買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、買付者等による買付等が下記(2)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会検討期間の開始または終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告する。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当ての効力発生日までは本新株予約権の無償割当ての中止、本新株予約権の無償割当ての効力発生日後、本新株予約権の行使期間の初日の前日までは本新株予約権の無償取得を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に対して勧告することができるものとする。

() 当該勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合、その他買付等が存在しなくなった場合

() 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(2)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、もしくは該当しても直ちに本新株予約権の無償割当てを実施することが相当ではない場合

独立委員会が本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、買付者による買付等が下記(2)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、もしくは該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することは相当ではないと判断した場合、または当社取締役会が独立委員会の要求にかかわらず上記(c)に規定する意見及び独立委員会が要求する情報・資料等を所定期間内に提示しなかった場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告する。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施の勧告をした後でも、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(2)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断するにいたった場合には、本新株予約権の無償割当ての実施を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとする。

独立委員会が独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間終了時まで、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、当該買付者等の買付内容の検討、当該買付者等との協議・交渉・代替案の検討等、合理的に必要とされる範囲内で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行う(なお、当該期間延長後、更なる期間の延長を行う場合においても同様の手続によるものとする。また期間の延長は最高30日間とする)。

上記延長の決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告や代替案の提示等を行うよう最大限努めるものとする。

(e) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を受けて、これを最大限尊重して最終的に速やかに本新株予約権の無償割当ての実施または不実施に関する会社法上の機関としての決議(本新株予約権の無償割当ての中止を含む)を行うものとする。

当社取締役会は、上記取締役会決議を行った場合速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行う。なお、買付者等は、独立委員会検討期間が終了し、当社取締役会が新株予約権無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならない。

(2) 本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、買付者等による買付等が下記のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると認められる場合、上記(1)「本プランの発動に係る手続」(e)に記載される当社取締役会の決議により、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定する。なお、上記(1)「本プランの発動に係る手続」(d)のとおり、下記の要件に該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であるかどうかについては、必ず独立委員会の判断を経ることとする。

(a) 上記(1)「本プランの発動に係る手続」(b)に定める情報提供及び独立委員会検討期間の確保その他本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合

(b) 下に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

株式等を買占め、その株式等につき当社に対して高値で買取を要求する行為

当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為

当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為

(c) 強圧的二段階買付(最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うことをいう)等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合

(d) 当社に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく行われる買付等である場合

(e) 当社株主に対して、本必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要なとされる情報を十分に提供することなく行われる買付等である場合

(f) 買付等の条件(対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実行の可能性、買付等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者(以下「当社利害関係者」という)の処遇等の方針等を含む)が、当社の本源的価値に鑑み、著しく不十分または不適当な買付等である場合

(g) 買付者等による買付等の後の経営方針または事業計画等の内容が不十分または不適当であること等のため、当社と当社利害関係者との間の信頼関係・取引関係等を破壊する、または当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する重大なおそれのある買付等である場合

(h) 買付者等の経営陣または主要株主もしくは出資者に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、買付者等が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合である場合

(i) 上記に準じる場合で、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益を著しく損なうと判断される場合

(3) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりとする(本新株予約権の詳細については、資料3「新株予約権無償割当ての要項」ご参照)。

(a) 本新株予約権の数

当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての取締役会決議(以下「本新株予約権無償割当て決議」という)において別途定める割当て期日(以下「割当て期日」という)における当社の最終の発行済み株式総数(但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除する)と同数を上限として、

当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とする。

(b) 割当て対象株主

割当て期日における当社の最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で、本新株予約権を無償で割当てる。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とする。

(d) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「対象株式数」という)は、別途調整がない限り1株とする。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株あたりの価額は金1円を下限とし、当社株式1株の時価の50%相当額を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とする。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権の無償割当ての効力発生日または本新株予約権無償割当て決議において、当社取締役会が別途定める日を初日とし、1ヶ月間から2ヶ月間までの範囲で、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とする。但し、下記()に基づき当社による本新株予約権の取得がなされる場合、当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとする。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込みの取扱場所の休業日に当たるときは、その翌営業日を最終日とする。

(g) 本新株予約権の行使条件

- () 特定大量保有者(注9)
- () 特定大量保有者の共同保有者
- () 特定大量買付者(注10)
- () 特定大量買付者の特別関係者
- () 上記()ないし()に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者
- () 上記()ないし()記載の者の関連者(注11)(以下、()ないし()に該当する者を「特定買付者等」と総称する)

上記記載の者は、原則として本新株予約権を行使することができない。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる者も、原則として本新株予約権を行使することができない(但し、かかる者のうち当該外国の適用法令上、適用除外規定が利用できる等の一定の者は行使することができるほか、かかる者の本新株予約権も下記(i)項のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となる。詳細は資料3「新株予約権無償割当ての要項」ご参照)。

(注) 9 当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が20%となると当社取締役会が認めた者をいう。

10 公開買付によって当社が発行者である株式等(証券取引法第27条の2第1項に定義される。以下、本脚注において同じ)の買付等(同法第27条の2第1項に定義される。以下、本脚注において同じ)を行う旨の広告を行った者で、当該買付等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして同法施行令第7条第3項に定める場合を含む)に係る株式等の株式等所有割合がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者をいう。

11 ある者の関連者とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者をいう。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義される)をいう。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。

(i) 当社による本新株予約権の取得

当社は、本新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別に定める日において、すべての本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

当社は、当社取締役会が別に定める日において、特定買付者等以外の者が有する本新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権のすべてを取得し、これと引き換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。当社はかかる本新株予約権の取得を複数回行うことができる。

なお、上記に用いられる用語の定義及び詳細については、資料3「新株予約権無償割当ての要項」をご参照されたい。

(4) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、平成22年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとする。

但し、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを変更または廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従いその時点で変更または廃止されるものとする。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとする。なお、当社取締役の任期は2年であり、その選任及び解任は株主総会における普通決議をもって行なう。

また、当社取締役会は、本プランに反しない範囲、または会社法、証券取引法、その他の法令もしくは証券取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更する場合がある。

当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実及び(変更の場合には)変更内容その他当社取締役会または独立委員会が適切と認める事項について、情報開示を速やかに行う。

5 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を全て充足しています。また、株式会社ジャスダック証券取引所が平成18年3月31日に発表した「買収防衛策の導入に係る上場制度の整備等について」に定める尊重義務(開示の十分性、透明性、流通市場への影響、株主の権利の尊重)を全て充足しています。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

上記4(4)「本プランの有効期間、廃止及び変更」に記載したとおり、本プランの有効期間は平成22年6月開催予定の定時株主総会終結の時までであります。当該株主総会までに開催される当社株主総会において、本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることとなります。以上の意味において、本プランの消長及び内容は、当社株主総会の意思に基づくことになっております。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入に当たり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置します。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社の社外監査役、社外取締役または社外の有識者から選任される委員3名以上により構成されます。

また、独立委員会の判断概要については必要に応じ株主の皆様へ情報開示をすることとし、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

(5) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記4(1)「本プランの発動に係る手続」(d)及び4(2)「本新株予約権の無償割当ての要件」にて記載したとおり、予め定められた合理的客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(6) 第三者専門家の意見の取得

上記4(1)「本プランの発動に係る手続」(c)にて記載したとおり、買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家)の助言を得ることができることにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保された仕組みとなっています。

(7) デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記4(4)「本プランの有効期間、廃止及び変更」に記載したとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができることから、当社の株式等を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型(取締役会の構成の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。なお、当社取締役の任期は2年であり、その選任及び解任は株主総会における普通決議をもって行いません。(取締役の解任要件を加重しておりません。)

6 株主の皆様への影響

(1) 本プランの導入時に株主の皆様にご与える影響

本プランは、株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見等を提供し、さらには株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。これにより、株主の皆様は、十分な情報を取得して、大量買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが株主の皆様の共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、本プランの設定は、株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、株主及び投資家の皆様との共同の利益に資するものであると考えております。

前述の4(2)において述べたように、買付者等が本プランを遵守するか否かにより当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意ください。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主の皆様にご与える影響

当社取締役会が本新株予約権の無償割当て決議において、別途定める割当て期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限として取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で、本新株予約権が無償で割当てられます。仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、所定の行使価額等の金銭の払い込みその他下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続」(b)において記述する本新株予約権の行使にかかる手続を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することになります。但し、当社は、下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続」(c)に記載する手続により、特定買付者等以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引き換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続をとった場合、特定買付者等以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び所定の行使価額相当の金銭の払込みをすることなく、当社株式を受領することとなるため、保有する当社株式の希釈化は生じません。

なお、上記4(1)「本プランの発動に係る手続」(d)に記載するとおり、当社は、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、本新株予約権の無償割当ての効力発生日の前日までにこれを中止したり、本新株予約権の無償割当ての効力発生日後、本新株予約権の行使期間の初日の前日までは無償割当てされた本新株予約権を無償取得する場合があります。これらの場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じ、不測の損害を被る可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様にご必要となる手続

(a) 名義書換の手続

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、本新株予約権の無償割当ての割当て期日を公告します。割当て期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様が本新株予約権が無償にて割当てられるので、株主の皆様においては、速やかに株式の名義書換手続を行う必要があります。証券保管振替機構に対する預託を行っている株式については、名義書換手続は不要です。

なお、割当て期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続き等は不要です。

(b) 本新株予約権の行使の手續

当社は、割当て期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書(行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、及び株主ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします)その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付します。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様におかれては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、本新株予約権1個当たり金1円を下限とし、当社株式1株の時価の50%相当額を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において定める価格を払込取扱場所に払込むことにより、1個の本新株予約権につき、原則として1株の当社株式が発行されることとなります。

(c) 本新株予約権の取得の手續

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手續きに従い、当社取締役会が別途定める日において本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を株主の皆様へ交付することがあります。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が特定買付者等ではないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につき、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して公表または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

(資料1)

「独立委員会規程の概要」

- 1 独立委員会は、当社取締役会の決議により設置される。
- 2 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社経営陣から独立している、(1)当社の社外監査役、(2)当社の社外取締役または(3)社外の有識者のいずれかに該当するものの中から当社取締役会が選任する。但し、社外の有識者は、実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準ずる者とし、また、別途当社が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者とする。
- 3 独立委員会の委員の任期は、選任の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。また、社外取締役、社外監査役で独立委員会委員である者が取締役、監査役でなくなった場合には、独立委員会委員の任期も同時に終了する。
- 4 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役、従業員その他必要と認めるものを出席させ、その意見または説明を求めることができる。
- 5 独立委員会は、随時開催できることとし、その決議は委員の全員が出席し、その過半数をもって行う。但し、委員に事故あるときその他やむをえない事由があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 6 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。独立委員会は、決議の事実とその概要その他独立委員会が適切と判断する事項について、自らまたは当社取締役会を通じて、速やかに情報開示を行う。

なお、独立委員会の各委員は、決定等にあたっては、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

- (1) 本プランの対象となる買付等への該当性の判断
- (2) 本プランに係る新株予約権の無償割当ての実施または不実施
- (3) 本プランに係る新株予約権の無償割当ての中止または無償取得
- (4) 本プランの廃止または変更(但し、変更については、本プランの基本方針に反しない範囲、または、会社法、証券取引法、その他の法令もしくは証券取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲に限る。)
- (5) 買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報、意見、代替案、資料の決定及びその

回答期限

- (6) 独立委員会の検討期間の設定(但し、原則として対価を円価現金のみとする公開買付による当社全株式の場合は原則として60日間を超えない検討期間とし、その他の大規模買付行為の場合は原則として90日間を超えない検討期間とする)及び当該期間の延長、再延長
- (7) その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項

7 独立委員会は、6に定める事項に加え、以下の各号に記載される事項を行うことができる。

- (1) 買付者等の買付等の内容の精査・検討
- (2) 買付者等との交渉・協議
- (3) 代替案の検討
- (4) 株主に対する代替案の提示
- (5) その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
- (6) 当社の取締役会が、別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項

8 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む)の助言を得ること等ができる。

(資料2)

「独立委員会委員の氏名及び略歴」

村岡 和博(むらおか かずひろ)

(略歴)

昭和48年4月 株式会社三和銀行(現株式会社三菱東京UFJ銀行) 入行
平成11年4月 同行中之島支店長
平成13年1月 日本信販株式会社(現三菱UFJニコス株式会社) 入社
平成13年6月 同社取締役経営企画担当
平成14年6月 同社常務取締役
平成18年6月 同社取締役兼専務執行役員
平成20年4月 同社顧問
平成20年6月 株式会社カワタ 常勤監査役(現在)

軸丸 欣哉(じくまる きんや)

(略歴)

平成10年4月 弁護士登録
平成10年4月 淀屋橋合同法律事務所(現弁護士法人淀屋橋・山上合同) 入所(現在)
平成18年6月 株式会社カワタ 非常勤監査役(現在)

富來 真一郎(とみき しんいちろう)

(略歴)

平成14年10月 弁護士登録
平成14年10月 弁護士法人淀屋橋・山上合同 入所(現在)

(資料3)

「新株予約権無償割当ての要項」

新株予約権無償割当てに関する事項の決定

(1) 新株予約権の内容及び数

新株に割り当てる新株予約権(以下、個別にまたは総称して「新株予約権」という)の内容は下記に記載されるところに基づくものとし、新株予約権の数は、当社取締役会が新株予約権の無償割当て決議(以下「新株予約権無償割当て決議」という)において別途定める割当て期日(以下「割当て期日」という)における当社の最終の発行済み株式総数(但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除する)と同数を上限として、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める数とする。

- (2) 割当て対象株主
割当て期日における当社の最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された当社以外の株主に対し、その保有する株式1株につき新株予約権1個を上限として当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で、新株予約権を無償で割り当てる。
- (3) 新株予約権の無償割当ての効力発生日
当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める日とする。

新株予約権の内容

- (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「対象株式数」という)は、1株とする。但し、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、対象株式数は次の算式により調整されるものとし、調整結果の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとし、現金による調整は行わない。
調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率
調整後対象株式数は、株式の分割の場合はその基準日の翌日以降、株式の併合の場合はその効力発生日の翌日以降、これを適用する。
上記に定めるほか、株式無償割当て、合併、会社分割等当社の発行済み株式数(但し、当社の有する当社株式の数を除く)の変更または変更の可能性を生ずる行為を行う場合で、対象株式数の調整を必要とするときには、株式無償割当て、合併、会社分割その他の行為の条件等を勘案のうえ、対象株式数につき合理的な調整を行うものとする。
- (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価格
新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価格は、行使価格(下記に定義される)に対象株式を乗じた価格とする。
新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株あたりの価格(以下「行使価格」という)は金1円を下限とし、当社株式1株の時価の50%相当額を上限として当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める価格とする。
- (3) 新株予約権の行使期間
新株予約権の無償割当ての効力発生日または新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日を初日とし、1ヶ月間から2ヶ月間までの範囲で当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とする。ただし下記(7)の規定に基づき当社による新株予約権の取得がなされる場合、当該取得にかかる新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとする。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込みの取扱場所の休業日に当たるときは、その翌営業日を最終日とする。
- (4) 新株予約権の行使条件
()特定大量保有者、()特定大量保有者の共同保有者、()特定大量買付者、()特定大量買付者の特別関係者、もしくは()上記()ないし()に該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは継承した者、または、()上記()ないし()記載の者の関連者(以下、()ないし()に該当する者を総称して「特定買付者等」という)は、新株予約権を行使することができない。
- なお、上記に用いられる用語は次のとおり定義される。
- (a) 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株式等(証券取引法第27条の23第1項に定義される。以下別段の定めがない限り同じ)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む)で、当該株式等に係る株式等保有割合(同法第27条の23第4項に定義される)が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいう。
- (b) 「共同保有者」とは、証券取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含む。

- (c) 「特定大量買付者」とは公開買付(証券取引法第27条の2第6項に定義される)によって当社が発行者である株式等(同法第27条の2第1項に定義される。以下本(c)において同じ)の買付等(同法第27条の2第1項に定義される。以下本(c)において同じ)を行う旨の公告を行った者で、当該買付等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして同法施行令第7条第3項に定める場合を含む)に係る株式等の株式等所有割合(同法第27条の2第8項に定義される。以下同じ)がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して20%以上になると当社取締役会が認めた者をいう。
- (d) 「特別関係者」とは、証券取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む)をいう。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株式等の公開買付の開示に関する内閣府令第3条第1項で定める者を除く。
- (e) ある者の「関係者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者をいう。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義される)をいう。

上記にかかわらず、下記(a)ないし(d)の各号に記載される者は、特定大量保有者または特定大量買付者に該当しないものとする。

- (a) 当社、当社の子会社(財務諸表等の用語、株式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義される)または当社の関連会社(同規則第8条第5項に定義される)
- (b) 当社を支配する意図がなく上記(a)に記載する要件に該当することになった者である旨当社取締役会が認めたものであって、かつ上記(a)の特定大量保有者に該当することになった後10日間(但し、当社取締役会がかかる期間を延長することができる)以内にその保有する当社の株式等を処分等することにより上記(a)の特定大量保有者に該当しなくなった者
- (c) 当社による自己株式取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記(a)の特定大量保有者に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者(但し、その後、自己の意思により当社の株式等を新たに取得した場合を除く)
- (d) その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者(特定買付者等に該当すると当社取締役会が認めた者についても、当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会は別途認めることができ、また、一定の条件の下に当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限る)

適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する新株予約権を行使させるに際し、()所定の手続きの履行もしくは()所定の条件(一定期間の行使禁止、所定の書類の提出を含む)の充足、または()その双方(以下「準拠法行使手続・条件」と総称する)が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準拠法行使手続・条件がすべて履行または充足されたと当社取締役会が認めた場合に限り新株予約権を行使することができ、これが充足されたと当社取締役会が認めない場合には新株予約権を行使することができない。なお、当該管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるに際し当社が履行または充足することが必要とされる準拠法行使手続・条件については、当社取締役会としてこれを履行または充足する義務を負わない。また、当該管轄地域における法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者は、新株予約権を行使することができない。

上記にかかわらず、米国に所在する者は、当社に対し、()自らが米国1933年証券法ルール501(a)に定義する適格投資家(accredited investor)であることを表明、保証し、かつ()その保有する新株予約権の行使の結果取得する当社普通株式の転売は株式会社ジャスダック証券取引所における普通取引(但し、事前の取決めに基かず、かつ事前の勧誘を行わないものとする)によってのみこれを行うことを誓約した場合に限り、当該新株予約権を行使することができる。当社は、かかる場合に限り、当該米国に所在する者が当該新株予約権を行使するために当社が履行または充足することが必要とされる米国1933年証券法レギュレーションD及び米国州法にかかる準拠法行使手続・条件を履行または充足するものとする。なお、米国における法令の変更等の理由により、米国に所在する者が上記()及び()を充足しても米国証券法上適法に新株予約権の行使を認めることができないと当社取締役会が認める場合には、米国に所在する者は、新株予約権を行使することができない。

新株予約権を有する者は、当社に対し、自らが特定買付者等に該当せず、かつ、特定買付者等に該当する者のために行使しようとしているものではないこと、及び新株予約権の行使条件を充足していること等の表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を誓約する書面並びに法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

新株予約権を有する者が本(4)の規定により、新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は当該新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。

- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
新株予約権の行使により当社株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条に従い算出される資本金等増加限度額全額とし、資本準備金は増加しないものとする。

(6) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。

新株予約権を譲渡しようとする者が日本国外に所在する者であって、上記(4)の規定により新株予約権を行使することができない者(特定買付者等を除く)であるときは、当社取締役会は、以下の事由等を勘案して上記の承認をするか否かを決定する。

- (a) 当該管轄地域に所在する者による新株予約権の全部または一部の譲渡による取得に関し、譲渡人及び譲受人が作成し署名または記名捺印した差入書(下記(b)ないし(d)に関する表明・保証条項、補償条項及び違約金条項を含む)が提出されているか否か
(b) 譲渡人及び譲受人が特定買付者等に該当しないことが明らかか否か
(c) 譲受人が当該管轄地域に所在しない者であり、かつ、当該管轄地域に所在する者のために譲り受けようとしている者ではないことが明らかであるか否か
(d) 譲受人が特定買付者等のために譲受しようとしている者でないことが明らかか否か

(7) 当社による新株予約権の取得

当社は、新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別に定める日において、すべての新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、当社取締役会が別に定める日において、特定買付者等以外の者が有する本新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権のすべてを取得し、これと引き換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。当社はかかる本新株予約権の取得を複数回行うことができる。

- (8) 合併(合併により当社が消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換、及び株式移転の場合の新株予約権の交付及びその条件
当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途決定する。

- (9) 新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

(10) 法令の改正等による修正

上記で引用する法令の規定は、平成19年5月14日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以降、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の定義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の定義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとする。

4 【事業等のリスク】

当社グループの経営成績、株価及び財務状況等に影響を及ぼす可能性のあるリスクには以下のようなものがあります。

なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 特定事業分野への集中リスク

当社グループは、平成21年3月期において、売上高の95.9%がプラスチック製品製造機器事業であり、国内外のプラスチック成形加工業界の設備投資額によって業績が変動するリスクを負っております。中でも、光ディスク業界やデジタル家電業界向けの高機能合理化機器の売上高構成比が高く、この業界での投資拡大は需給バランスに鑑みても永続するものではないため、当該業界の設備投資額の増減により、当社グループの業績が影響を受ける可能性があります。

(2) 新規事業分野についてのリスク

当社グループでは、上記の事業リスクを軽減するため、プラスチック成形加工業界での設備投資の趨勢に左右されず、安定的な事業の成長を図るべく、新規事業での売上高構成比を引き上げる計画を立てております。しかしながら、この分野においては、以下のようなリスクを負っております。

新事業への投資に必要な資金と資源を今後十分に確保できない可能性があります。

当社が開発した新製品や新技術が市場の支持を得られず、安定的な売上高の向上に繋がらない可能性があります。

(3) 原材料価格の上昇リスク

当社グループの製品の原材料には、鋼材等、市況変動の影響を受けるものがあります。種々の原価低減策を実施しておりますが、それを上回る原材料価格の上昇が生じた場合は、利益率が低下する可能性があります。

(4) 価格競争激化のリスク

当社グループの主力納入先であるプラスチック成形加工業界は、国内外での激しい技術革新と品質・価格競争の中にあり、設備投資に関する要求水準が厳しくなっております。当社グループでは、高付加価値製品の開発や品質・納期・価格面での競争力強化に努めておりますが、想定を上回る価格競争が生じた場合には、利益率が低下する可能性があります。

(5) 海外事業リスク

当社グループは、平成21年3月期において、売上高に占める海外売上高の割合が30.6%となっております。中でも、ユーザーニーズに対応するため、中国等の東アジアおよび東南アジアでの生産、営業拠点を強化しておりますが、当該地域での政治的混乱、法律の一方的な改訂、経済状況の変化、宗教問題等、予期せぬ事態が発生した場合には、当社グループの生産・営業活動に悪影響を及ぼす可能性があります。

(6) 為替レートの変動リスク

当社グループの海外生産は中国およびマレーシアで行っておりますが、中国人民元やマレーシアドルの通貨価値の上昇は当社グループ製造子会社の価格競争力に悪影響を及ぼす可能性があります。

(7) 人材の確保と育成のリスク

当社グループの事業の発展と成功は、人材の確保と育成にかかっております。中でも海外子会社においては、実務能力に加えて、現地従業員に対するリーダーシップとコミュニケーション能力にたけた人材を十分に確保・育成する必要があります。人材の確保・育成に成功しなかった場合には、当社グループの中長期的な事業戦略に影響を与える可能性があります。

(8) 訴訟リスク

当社グループの事業活動において、知的財産、製造物責任、環境保全、労務問題等に関し訴訟を提起される、または訴訟を提起する場合があります。その動向によっては当社グループの損益および財政状態、社会的信用等に悪影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

契約会社名	相手方の名称	国名	契約内容	契約期間
株式会社カワタ	トヨタ自動車株式会社 東洋インキ製造株式会社	日本 日本	着色成形システムの製造 技術受入契約	平成7年4月5日から平成 20年11月5日まで

(注) 上記についてはロイヤリティとして売上高の一定率を支払っております。

6 【研究開発活動】

当社グループは「業界トップ技術」のカワタグループとして、「高機能かつ操作性に優れた」プラスチック加工合理化機器の独自製品の研究開発を進めるとともに、長期成長の基盤となるべき新技術の基礎的研究と新規分野製品の開発に取り組んでおります。

当連結会計年度における研究開発費の総額は300,580千円であり、事業の種類別セグメントの研究開発状況は、次のとおりであります。

(1) プラスチック製品製造機器事業

当事業分野における研究開発費の金額は270,905千円であり、主な内容は次のとおりであります。

樹脂材料に含まれる微粉を除去する目的で、遠心力を利用したサイクロン式、風力選別を利用した「ファインズセパレーター」を開発いたしました。

輸送一体型脱湿乾燥機のDFA 15Z、25Z、50Z、75Zに引き続きDFシリーズのDF 100Z、150Zを新たにモデルチェンジしDFA 100Z、150Zとして開発上市いたしました。DFシリーズとの主な相違点は発生露点 40 の実現、軽量化、省エネ性の改善等であります。特にDFA 100Zは空冷熱交を使用することにより旧来機に比較して30%近くの省エネを達成いたしました。

輸送一体型脱湿乾燥機の大型DG 200Z、300ZをモデルチェンジしDFA 200Z、300Zとして開発上市いたしました。DGシリーズとの主な相違点は発生露点 40 の実現、軽量化で、両機種とも旧来機に比較し30%近い軽量化を果たしました。

輸送一体型減圧乾燥機DV 5、DV 15に加えDV 30を開発上市いたしました。減圧乾燥機は従来の脱湿空気加熱式に比べ卓抜した省エネ性を誇るもので電気消費量は従来の脱湿空気乾燥装置の30%以下になります。

輸送一体型脱湿乾燥機を2色成形用途に開発し、2008年11月開催のI.P.F(国際プラスチック見本市)に出展いたしました。DFA 50Zをベースに乾燥ホッパは25kg仕込みを2基搭載いたしました。

(2) 新規事業

当事業分野における研究開発費の金額は29,674千円であり、主な内容は次のとおりであります。

当社従来の方法では困難であった、発泡ポリスチレンの除去につきまして、効率よく省エネにて除去する機器を開発上市いたしました。

紙パックのポリエチレンラミネートに付着の紙を効率よく分離しポリエチレンの純度を向上する方法を開発いたしました。

なお、上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

7 【財政状態及び経営成績の分析】

文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。特に以下の重要な会計方針において行われる判断と見積りは、連結財務諸表に大きな影響を及ぼすと考えております。

売上の認識

売上高は、契約に基づき、顧客の検収を要する製品については顧客の検収時に、顧客の検収を要しない車上渡しの商品については出荷時に、輸出売上については船積時(配船の都合により船積が遅れる場合は港湾倉庫への輸出梱包入庫時)に計上しております。

貸倒引当金

顧客の支払不能時に発生する損失の見積額について、一般債権については、信用リスクのランクごとに区分した貸倒実績を勘案した率により、また、貸倒懸念債権については担保評価額控除後の債権額の100%の貸倒引当金を計上しております。しかし、貸倒懸念債権と認識していない顧客の財政状態が悪化し、その支払能力が低下した場合、追加引当が必要となる可能性があります。

製品保証引当金

製品のアフターサービス費用・クレーム費用に備えるため、売上高を基準とした過去の実績率等に基づき、当連結会計年度に負担すべき将来の発生費用見積額を計上しておりますが、実際のアフターサービス費用・クレーム費用が見積りと異なる場合、追加引当が必要となる可能性があります。

たな卸資産

個別品目毎の陳腐化の算定による簿価切下げに加え、滞留在庫については滞留期間基準により一率の簿価切下げを行っておりますが、実際の販売価額等が算定価額を下回る場合、追加損失が発生する可能性があります。

固定資産の減損

事業の種類別セグメントを基礎に各事業におけるキャッシュ・フローの管理区分をグルーピングの単位として、固定資産に係る減損会計基準を適用しております。今後、事業の収益性の低下等により投資額の回収が見込めないと判断された場合、帳簿価額から回収可能価額まで減損損失を計上する可能性があります。

投資の減損

時価のある投資有価証券については時価が取得価額に比べて30%以上下落した場合には全て減損処理を行っておりますが、将来の市況悪化、又は投資先の業績の悪化により現在の簿価に反映されていない損失が発生した場合には、評価損の計上が必要となる可能性があります。なお、個別財務諸表に計上している関係会社株式、関係会社出資金については、当該関係会社が業績悪化により債務超過となった場合には減損処理を行っております。

繰延税金資産

将来の課税所得及び税務計画を検討した上で、実現可能性が高いと考えられる範囲内で繰延税金資産を計上しておりますが、その全額又は一部を将来実現できないと判断した場合、当該判断を行った期間に繰延税金資産の調整額を費用として計上する可能性があります。

(2) 業績分析

売上高

当連結会計年度の売上高は、米国の住宅・消費バブル崩壊により世界各国の景気が急速に悪化したことに伴い、プラスチック成形加工業界における設備投資が大幅に減少し、前年同期比22億3千9百万円減(同14.4%減)の133億6千1百万円となりました。

営業利益

売上高減少に伴う売上総利益の減少に加え、価格競争の激化や売上構成比の変動等による売上総利益率の悪化(前年度27.6% 当年度25.4%)により、売上総利益は前年同期比9億1千2百万円減(同21.2%減)の34億円となりました。販売費及び一般管理費は人件費を中心とする諸経費の削減により、前年同期比1億6千5百万円減(同5.3%減)の29億7千1百万円となり、営業利益は前年同期比7億4千7百万円減(同63.5%減)の4億2千8百万円となりました。

営業外収益、営業外費用

社債発行費2千5百万円および訴訟関連費用2千1百万円の発生等により、営業外損益全体では5千5百万円の損失(前年同期は3百万円の損失)と前年同期より5千1百万円悪化したしました。

特別利益、特別損失

特別利益として貸倒引当金戻入額6百万円、特別損失として投資有価証券評価損4千1百万円を計上したこと等により、特別損益全体としては3千7百万円の損失(前年同期は1千9百万円の損失)となりました。

法人税等

海外子会社の所得に適用される税率と国内の法定実効税率との差異および評価性引当額の増減等により、グループ全体では法人税等の負担率は54.3%となりました。

少数株主利益

国内子会社および海外子会社の利益のうち、少数株主に帰属する金額として3千万円を計上いたしました。

当期純利益

以上の結果、当期純利益は前年同期に比べて5億8百万円減(同80.5%減)の1億2千3百万円となりました。

(3) 資本の財源及び資金の流動性

当連結会計年度は、税金等調整前当期純利益が3億3千6百万円となりましたが、売上高の減少に伴う運転資金の減少等により、営業活動によるキャッシュ・フローは7億3千5百万円の収入超過となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による支出8億1千1百万円、投資有価証券の取得による支出2百万円等により、8億4千3百万円の支出超過となりました。財務活動によるキャッシュ・フローは借入金の増加5億5千7百万円、社債の増加4億7千4百万円、配当金の支払1億4百万円等により、8億7千2百万円の収入超過となりました。以上の結果、当連結会計年度末の現金及び現金同等物期末残高は、前連結会計年度末に比べて6億1千9百万円増加して33億3千8百万円となりました。

今後も、たな卸資産の削減、売掛金の早期回収等の運転資金の圧縮による営業活動によるキャッシュ・フローの極大化を図るとともに、事業投資は営業活動によるキャッシュ・フローの収入超過額の枠内とすることを原則といたしますが、中長期的には自己資本利益率8%以上を安定して確保できるような事業構造の構築に加えて、株主価値を持続的に向上させるため、新規事業開発や戦略投資等には積極的な投資を行う所存であります。また、中国、東南アジアをはじめとする海外事業へも、ビジネスチャンスを見逃さず資本投下を継続してまいります。一時的に営業活動によるキャッシュ・フローの収入超過額が不足することによる資金需要については、事業投資資金は社債や長期借入金により調達し、運転資金は短期借入金により安定的に調達することを基本方針としております。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当社グループ(当社及び連結子会社)は、当連結会計年度において総額8億1千1百万円の設備投資を実施いたしました。主なものは、プラスチック製品製造機器事業セグメントに属する当社の事業用土地の取得7億1千3百万円、販売促進用の貸出機1千9百万円、工場テスト設備7百万円、川田機械製造(上海)有限公司の工場整備投資1千3百万円、新規事業セグメントに属する当社の工場テスト設備3百万円等であります。

2 【主要な設備の状況】

当社グループ(当社及び連結子会社)における主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)	
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	リース資産	その他		合計
三田工場 (兵庫県三田市)	プラスチック 製品製造機器 事業 新規事業	生産 設備	363,106	37,715	107,988 (11,949)	25,506	14,348	548,664	78 (8)
東京工場 (埼玉県川口市) (注)2 (注)3	プラスチック 製品製造機器 事業	"	46,928	23,274	227,600 (1,659)		874	298,676	16 ()
大阪工場 (大阪市西成区)(注)3	"	"	78,028	11,485	85,716 (2,507)		1,183	176,413	
エコセンター (さいたま市岩槻区)	新規事業	販売 設備		3,983	()		155	4,138	6 ()
事業用土地 (大阪市西成区)(注)4	プラスチック 製品製造機器 事業	その他 設備			713,920 (4,628)			713,920	
本社及び 大阪営業所 (大阪市西区)(注)2	プラスチック 製品製造機器 事業 新規事業	"	34,482		50,000 (108)	22,125	4,233	110,841	47 ()
埼玉営業所 (埼玉県川口市) 他東北・関東 地区5営業所(注)2	"	販売 設備	1,902		()		823	2,726	21 (1)
名古屋営業所 (名古屋市東区) 他中国・九州地区 3営業所	"	"	430	5,519	()		697	6,647	17 (1)

(注) 1 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品であります(以下同じ。)

2 大阪営業所は本社に、埼玉営業所は東京工場に所在しております。

3 大阪工場は㈱サーモテック及び㈱カワタテクノサービスに、東京工場の一部は㈱カワタテクノサービスに賃貸しております。

4 事業用土地は主に工場用として予定しておりますが、具体的な使用開始時期、内容等は決定しておりません。

5 上記のほか、主要な賃借及びリース設備として次のものがあります。

事業所名	事業の種類別 セグメントの名称	設備の内容	年間賃借料又は リース料(千円)
本社 (大阪市西区)	プラスチック製品製造 機器事業、新規事業	空調設備	2,736
三田工場 (兵庫県三田市)	プラスチック製品製造 機器事業、新規事業	CADシステム	3,672
全国9営業所	プラスチック製品製造 機器事業、新規事業	建物	33,513

6 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

7 従業員数の()内は臨時従業員数であり、外数であります。

(2) 国内子会社

会社名	事業所名 (所在地)	事業の 種類別 セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)
				建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	リース資産	その他	合計	
(株)サーモテック	大阪工場 (大阪市 西成区)	プラスチック 製品製造 機器事業	生産 設備	21,903	12,504	()	2,412	7,467	44,287	47 (4)
(株)カワタ テクノサービス	東京工場 (埼玉県 川口市)	"	その他 設備			()	9,107	662	9,769	24 (1)
	大阪工場 (大阪市 西成区)	"	"			()	3,958		3,958	28 ()
	三田工場 (兵庫県 三田市)	"	"			()				10 (4)
エム・エルエンジ ニアリング(株)	藤枝工場 (静岡県 藤枝市)	"	生産 設備	14,092	3,174	80,929 (1,322)		5,019	103,215	31 ()

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2 従業員数の()内は臨時従業員数であり、外数であります。

(3) 在外子会社

会社名	事業所名 (所在地)	事業の 種類別 セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)
				建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	リース資産	その他	合計	
カワタエンジ MFG. SDN. BHD.	マレーシア 工場 (マレーシ ア国ネゲリ セムピラン 州)	プラスチッ ク製品製造 機器事業	生産 設備	25,908	3,336	29,199 (12,331)		1,304	59,748	31 (2)
川田(上海)有限公 司及び川田機械製 造(上海)有限公 司(注)1	中国 上海工場 (中国上海市)	"	販売 設備 及び 生産 設備	160,702	42,959	18,624 (6,300)		27,089	249,376	240 (10)
その他北米1社 東南アジア3社 東アジア2社		"	販売 設備	4,793	15,793	()		6,877	27,464	61 (1)

(注) 1 川田機械製造(上海)有限公司の土地の帳簿価額は土地使用権であり、無形固定資産のその他に含めて計上して
おります。
2 従業員数の()内は臨時従業員数であり、外数であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しており
ます。

設備計画は原則的に連結会社各社が個別に策定しておりますが計画策定に当たっては、提出会社の取締役
会において提出会社を中心に調整を図っております。

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	20,000,000
計	20,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成21年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年6月26日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	7,210,000	7,210,000	ジャスダック 証券取引所	単元株式数は1,000株 であります。
計	7,210,000	7,210,000		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

当社は当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)について、平成19年5月14日開催の取締役会において決議、導入し、平成19年6月28日開催の第58期定時株主総会において承認されましたが、当該買収防衛策に基づく新株予約権は発行しておりませんので、該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成16年4月1日～ 平成17年3月31日(注)	6,000	7,210,000	2,082	977,142	2,076	1,069,391

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

平成21年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)		13	9	47	4		927	1,000	
所有株式数(単元)		1,168	21	1,168	143		4,654	7,154	
所有株式数の割合(%)		16.33	0.29	16.33	2.00		65.05	100	

(注) 自己株式69,246株は、「個人その他」に69単元、「単元未満株式の状況」に246株含まれており、期末日現在の実質的な所有株式数であります。

(6) 【大株主の状況】

平成21年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
カワタ共伸会	大阪市西区阿波座 1 15 15	674	9.34
カワタ従業員持株会	大阪市西区阿波座 1 15 15	433	6.01
株式会社レイケン	東京都中央区日本橋茅場町 3 7 6	406	5.63
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内 2 7 1	356	4.93
太田敏正	大阪府堺市南区	250	3.47
川田昌美	大阪市西成区	215	2.99
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海 1 8 11	150	2.08
川田修弘	大阪市西成区	144	2.00
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内 1 6 6 日本生命証券管理部内	137	1.90
有限会社エステートカワタ	大阪市西成区松 3 6 11	120	1.66
計		2,888	40.06

(注) 1 カワタ共伸会は、当社の主要な仕入先等の持株会であります。

2 タワー投資顧問株式会社から大量保有報告書の変更報告書の提出があり(報告義務発生日 平成20年9月30日)、次のとおり株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当事業年度末現在における当該法人名義の実質的所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」には含めておりません。

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
タワー投資顧問株式会社	東京都港区芝大門 1 12 16	343	4.76

(7) 【議決権の状況】
【発行済株式】

平成21年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 69,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 7,085,000	7,085	
単元未満株式	普通株式 56,000		
発行済株式総数	7,210,000		
総株主の議決権		7,085	

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式246株が含まれております。

【自己株式等】

平成21年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社カワタ	大阪市西区阿波座 1 15 15	69,000		69,000	1.0
計		69,000		69,000	1.0

(8) 【ストックオプション制度の内容】
該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号及び会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】
該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

会社法第155条第3号による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
取締役会(平成21年2月26日)での決議状況 (取得期間平成21年2月27日～平成21年3月31日)	70,000	20,000
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式	46,000	9,955
残存決議株式の総数及び価額の総額	24,000	10,045
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	34.3	50.2
当期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合(%)	34.3	50.2

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
取締役会(平成21年5月13日)での決議状況 (取得期間平成21年5月14日～平成21年6月23日)	100,000	35,000
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式		
残存決議株式の総数及び価額の総額		
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)		
当期間における取得自己株式	47,000	17,667
提出日現在の未行使割合(%)	53.0	49.5

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	2,494	928
当期間における取得自己株式	666	213

(注) 当期間における取得自己株式には、平成21年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他				
保有自己株式数	69,246		116,912	

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成21年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

(1) 利益配分の基本方針

当社は従来の安定的な配当維持に加え、業績に連動した株主の皆様への還元を経営の重要政策のひとつとして位置付けております。また、中長期的には安定した事業成長を図り株主価値を持続的に向上させるため、業績の進展状況等を勘案し、新規事業開発や戦略投資等に内部留保資金を投下してまいります。

当社は中間配当制度を設けており、剰余金の配当は、中間配当と期末配当の年2回を基本的な方針としております。これらの配当の決定機関は中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

(2) 当期の配当決定に当たっての考え方

当期の剰余金の配当は上記方針に基づき、期末配当金は1株につき3円50銭とし、中間配当金6円50銭と合わせて年間10円としております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
平成20年10月30日取締役会決議	46,721	6.50
平成21年6月26日定時株主総会決議	24,992	3.50

(3) 内部留保資金の用途

企業の財務体質の強化、新規事業開発や戦略投資など将来の事業展開への備えとして投下していくこととしております。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第56期	第57期	第58期	第59期	第60期
決算年月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月
最高(円)	(1,230) 700	860	910	651	539
最低(円)	(485) 508	618	639	452	161

(注) 最高・最低株価は、平成16年12月12日までは日本証券業協会におけるものであり、平成16年12月13日以降はジャスダック証券取引所におけるものであります。なお、第56期における日本証券業協会の最高・最低株価は()表示をしております。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成20年 10月	11月	12月	平成21年 1月	2月	3月
最高(円)	320	288	288	275	241	267
最低(円)	225	248	230	245	161	186

(注) 最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所におけるものであります。

5 【役員 の 状 況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 取締役社長		湯川直人	昭和26年1月29日生	昭和47年3月 昭和47年4月 平成10年4月 平成11年4月 平成16年6月 平成18年6月 平成18年7月	和歌山工業高等専門学校卒業 当社入社 技術部長 設計部長 取締役就任 代表取締役社長就任(現任) カワタU.S.A. INC. 代表取締役社長 就任(現任) 川田機械製造(上海)有限公司董事 長就任(現任)	(注) 4	42
代表取締役 常務取締役	執行役員 管理部門統括 管理部長	尾崎 彰	昭和17年9月12日生	昭和41年3月 昭和41年4月 平成3年10月 平成7年4月 平成8年6月 平成14年12月 平成15年1月 平成18年6月 平成18年11月	京都大学法学部卒業 (株)三菱銀行(現株)三菱東京U F J 銀行)入行 同行今里支店長 当社入社 社長室長 取締役就任 川田(上海)有限公司董事長就任 (現任) 川田機械香港有限公司董事長就任 (現任) 代表取締役常務取締役就任(現任) 執行役員就任(現任)	(注) 4	20
取締役	執行役員 新規事業 部門統括 環境シス テム部長	池田省三	昭和21年10月13日生	昭和40年3月 昭和40年3月 平成7年4月 平成8年1月 平成11年4月 平成12年2月 平成12年6月 平成18年11月	興譲館高等学校卒業 当社入社 合理化機器営業部長 東日本営業部長 東日本営業部長兼高機能システム 部長 川田国際股? 有限公司董事長就任 (現任) 取締役就任(現任) 執行役員就任(現任)	(注) 4	30
取締役	執行役員 設計・開発 部門統括 設計一部長	森畑秀則	昭和31年9月28日生	昭和58年3月 昭和58年4月 平成16年6月 平成17年9月 平成18年6月 平成18年11月	名古屋工業大学機械工学科卒業 当社入社 設計部長 三田工場長兼設計部長 取締役就任(現任) 執行役員就任(現任)	(注) 4	6
取締役		荒川 慎一	昭和17年5月1日生	昭和42年3月 昭和42年4月 平成8年6月 平成10年6月 平成15年6月 平成16年4月 平成17年6月 平成21年6月	京都大学大学院工学研究科修了 住友化学工業(株)入社 同社大分工場副工場長 大分ゼネラルサービス(株)取締役社 長 西部化成(株)取締役社長 合併により住化アグロ製造(株)取締 役副社長 同社退社 取締役就任(現任)	(注) 4	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)	
監査役 (常勤)		村岡 和博	昭和24年4月13日生	昭和48年3月 昭和48年4月 平成11年4月 平成13年1月 平成13年6月 平成14年6月 平成18年6月 平成20年4月 平成20年6月 平成20年6月	九州大学法学部卒業 (株)三和銀行(現(株)三菱東京UFJ銀行)入行 同行中之島支店長 日本信販(株)(現三菱UFJニコス(株))入社 同社取締役経営企画担当 同社常務取締役 同社取締役兼専務執行役員 同社顧問 同社退社 監査役就任(現任)	(注)5		
監査役		内田 重胤	昭和19年3月27日生	昭和41年3月 昭和41年4月 平成9年10月 平成19年3月 平成19年6月	和歌山大学経済学部卒業 (株)三菱銀行(現(株)三菱東京UFJ銀行)入行 千歳興産(株)入社 大阪支社総務部長 同社退社 監査役就任(現任)	(注)6		
監査役		軸丸 欣哉	昭和42年4月30日生	平成8年3月 平成10年4月 平成10年4月 平成18年6月	京都大学法学部卒業 弁護士登録 弁護士法人淀屋橋・山上合同入所 (現任) 監査役就任(現任)	(注)7		
計							98	

- (注) 1 取締役荒川愼一は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2 監査役村岡和博、監査役内田重胤及び監査役軸丸欣哉は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 3 当社は、執行役員制度を導入しており、平成21年6月26日現在の執行役員は5名で、このうち、取締役との兼務者3名を除く執行役員は柴孝幸(執行役員 営業部門統括兼東日本営業部長)、大久保政治(執行役員 製造部門統括兼購買部長)の2名であります。
- 4 取締役の任期は、平成21年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成23年3月期に係る定時株主総会の時までであります。
- 5 監査役村岡和博の任期は、平成20年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成24年3月期に係る定時株主総会の時までであります。
- 6 監査役内田重胤の任期は、平成19年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成23年3月期に係る定時株主総会の時までであります。
- 7 監査役軸丸欣哉の任期は、平成18年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成22年3月期に係る定時株主総会の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

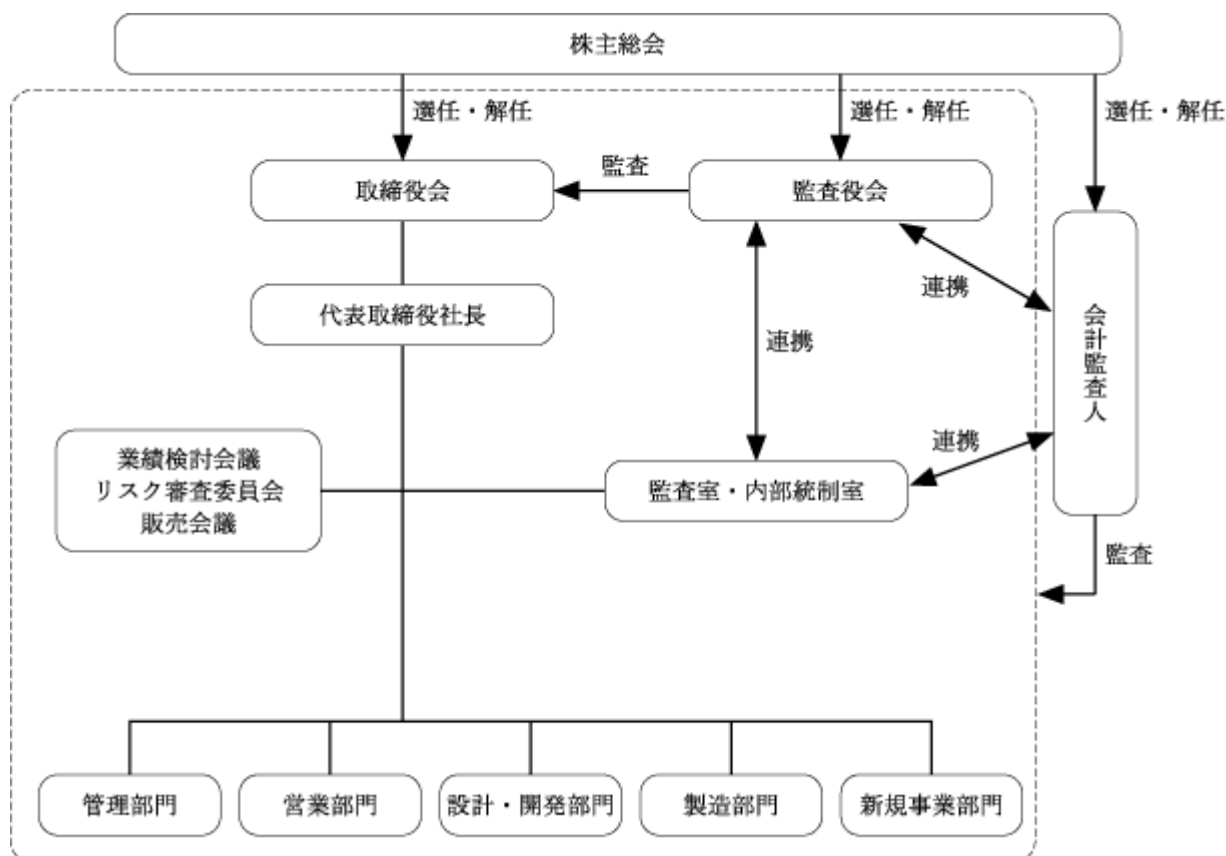
(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、公正で透明性の高いコーポレート・ガバナンスを実現することを経営上の重点課題として位置付け、「品質はもとより営業も会計・管理も手を抜かない」、「迅速な決定と実行」をモットーとしております。取締役の人数は少数としながらも、「統制環境」を重視し、トップ・マネジメントの経営方針として、当社グループの全社員に対して、強いコンプライアンス意識を持たせるようにしております。また、経営リスクに関する情報は、初期段階から適時にトップ・マネジメントに至るまで伝達されるように努めております。なお、コーポレート・ガバナンスの状況は有価証券報告書提出日現在で記載しております。

会社の機関の内容

当社は監査役制度を採用しており、監査役会は3名(うち社外監査役3名)で構成されています。取締役会については5名(うち社外取締役1名)により構成され、迅速な経営の意思決定を行っております。また、執行役員制度を導入し、取締役会で選任した執行役員5名が担当部門の日常業務を執行しております。各取締役はグループ会社の取締役・監査役を兼任し、各グループ会社の現場の調査・監督を十分に行うことにより、当社グループの経営の有効性と効率性を高め、各社の財務報告の信頼性を確保し、かつ全社員のコンプライアンス意識が持続的に機能するように努めております。また、当社の財務情報の開示の適正性を担保するため、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。なお、会社の機関・内部統制の関係を図表にすると次のとおりであります。



内部統制システム及びリスク管理体制の整備の状況

当社は、定例の取締役会・業績検討会議・販売会議等に加え、リスク審査委員会を設置し、与信、品質、事業等において想定されるリスクを先行管理することにより、効率的かつ安全な経営・管理を行うように努めております。特に、海外子会社については、現地での経営状況を常に把握し、タイムリーに改善施策が実施できるよう、優先的に本社から人材を投下して、その生産・販売等の管理レベルを当社及び国内子会社のレベルに近づけるように努力しております。なお、これらの内部統制システム及びリスク管理体制を含め、平成21年5月13日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制等の整備について決議しております。また、財務報告に係る内部統制システムの構築・整備・運用につきましては、専任部署として内部統制室を設置しております。

役員報酬

当期の役員報酬は以下のとおりであります。なお、下記金額には使用人兼務取締役の使用人給与相当額(賞与を含む：2名、26,440千円)は含まれておりません。

取締役	52,570千円
監査役	15,500
(うち社外監査役)	(15,500)
計	68,070

なお、当社と監査役内田重胤氏及び軸丸欣哉氏とは、会社法第425条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

会社と会社の社外取締役及び社外監査役との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係の概要

社外取締役及び社外監査役との間には、会社と利益が相反する「関連当事者情報」その他の利害関係はありません。

会社のコーポレート・ガバナンスの充実にに向けた取り組みの最近1年間における実施状況

平成20年4月から平成21年3月までの1年間における重要な会議の開催状況は以下のとおりであります。

会議名	開催頻度	開催回数
取締役会	原則毎月	16回
業績検討会議	原則毎月	12回
販売会議	原則毎月	12回
リスク審査委員会	原則毎月	13回

内部監査及び監査役監査の状況

監査役は取締役会に出席するほか、各取締役から業務の執行状況を聴取し、必要に応じて子会社の監査を行うなど、監査役会において策定された監査計画に基づいて監査を実施しております。また、社長直属の監査室を設置し、年間スケジュールに基づき、会社別、部署別、場所別に内部監査を実施しております。監査室の人員は1名ですが、内部監査規程に基づき、必要に応じて社内の適任者による支援が可能な体制が確立しております。監査役会、監査室及び会計監査人は、相互の情報を交換して、監査の有効性と効率性を高めるようにしております。

監査業務を執行した公認会計士の氏名等

監査業務を執行した公認会計士の氏名等		所属する監査法人名	継続監査年数が7年を超えている場合の当該年数	監査業務に係る補助者の構成
指定有限責任社員 業務執行社員	檀上 秀逸	新日本有限責任 監査法人		公認会計士2名 その他10名
	村上 和久			

なお、当社と会計監査人である新日本有限責任監査法人は、会社法第427号第1項に基づき、会計監査人に悪意または重大な過失があった場合を除き、報酬その他の職務執行対価としての財産上の利益額の事業年度ごとの合計額のうちの最も高い額に2を乗じた額を損害賠償責任の限度とする契約を締結しております。

取締役の定数

当社は、取締役を9名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとしている事項

(a) 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、資本政策の機動的な遂行を目的とするものであります。

(b) 剰余金の配当等の決定機関

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって中間配当をすることができる旨を定款に定めております。これは、剰余金の中間配当を取締役会の権限とすることにより、株主の皆様への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社			30,000	1,250
連結子会社				
計			30,000	1,250

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

当連結会計年度において、内部統制支援業務を委託し、対価を支払っております。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありませんが、監査日数等を勘案した上で決定しております。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号、以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、第59期事業年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第60期事業年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)及び第59期事業年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)の連結財務諸表及び財務諸表については、新日本監査法人の監査を受け、当連結会計年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)及び第60期事業年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)の連結財務諸表及び財務諸表については、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本監査法人から名称変更しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】
【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,718,243	3,348,947
受取手形及び売掛金	5,299,090	3,767,688
たな卸資産	1,966,319	-
商品及び製品	-	533,470
仕掛品	-	467,195
原材料及び貯蔵品	-	814,381
繰延税金資産	179,761	160,347
その他	126,861	101,691
貸倒引当金	99,864	71,207
流動資産合計	10,190,412	9,122,514
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	846,859	758,079
機械装置及び運搬具(純額)	193,576	159,746
土地	³ 610,825	³ 1,313,871
リース資産(純額)	-	63,109
その他(純額)	80,072	74,074
有形固定資産合計	^{1, 2} 1,731,334	^{1, 2} 2,368,881
無形固定資産		
のれん	72,411	36,205
その他	50,571	32,358
無形固定資産合計	122,982	68,564
投資その他の資産		
投資有価証券	276,446	185,174
繰延税金資産	119,435	153,994
その他	211,032	235,538
貸倒引当金	17,844	26,932
投資その他の資産合計	589,069	547,776
固定資産合計	2,443,386	2,985,222
資産合計	12,633,798	12,107,736
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2,105,052	1,438,722
短期借入金	² 682,260	² 599,000
1年内償還予定の社債	² 500,000	-
リース債務	-	19,051
未払法人税等	292,121	-
製品保証引当金	165,531	139,578
役員賞与引当金	27,600	10,600
その他	878,943	541,733
流動負債合計	4,651,508	2,748,685

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
固定負債		
社債	2 900,000	2 1,900,000
長期借入金	2 88,040	2 728,980
リース債務	-	44,057
退職給付引当金	264,934	280,000
役員退職慰労引当金	135,386	154,648
負ののれん	34,902	25,571
その他	4,190	4,910
固定負債合計	1,427,453	3,138,169
負債合計	6,078,961	5,886,854
純資産の部		
株主資本		
資本金	977,142	977,142
資本剰余金	1,069,391	1,069,391
利益剰余金	4,197,226	4,216,379
自己株式	11,094	21,977
株主資本合計	6,232,665	6,240,935
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	47,708	19,085
繰延ヘッジ損益	1,359	-
為替換算調整勘定	97,052	196,433
評価・換算差額等合計	143,401	177,347
少数株主持分	178,770	157,294
純資産合計	6,554,837	6,220,881
負債純資産合計	12,633,798	12,107,736

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
売上高	15,600,570	13,361,388
売上原価	3 11,287,709	1, 3 9,961,250
売上総利益	4,312,860	3,400,138
販売費及び一般管理費	2, 3 3,136,271	2, 3 2,971,156
営業利益	1,176,589	428,981
営業外収益		
受取利息	17,932	16,116
受取配当金	5,806	6,804
負ののれん償却額	9,330	9,330
保険解約返戻金	-	22,846
補助金収入	-	8,831
その他	46,873	20,920
営業外収益合計	79,942	84,849
営業外費用		
支払利息	33,002	33,728
社債発行費	-	25,483
為替差損	23,101	31,618
コミットメントライン手数料	10,711	11,079
訴訟関連費用	-	21,350
その他	16,958	16,845
営業外費用合計	83,774	140,106
経常利益	1,172,757	373,724
特別利益		
固定資産売却益	4 2,353	4 1,925
貸倒引当金戻入額	6,875	6,081
特別利益合計	9,229	8,006
特別損失		
固定資産除売却損	5 4,398	5 3,698
投資有価証券評価損	17,935	41,402
減損損失	6 6,698	-
特別損失合計	29,032	45,101
税金等調整前当期純利益	1,152,954	336,630
法人税、住民税及び事業税	492,602	174,865
法人税等調整額	25,047	7,874
法人税等合計	467,555	182,740
少数株主利益	53,557	30,502
当期純利益	631,841	123,387

【連結株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	977,142	977,142
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	977,142	977,142
資本剰余金		
前期末残高	1,069,391	1,069,391
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,069,391	1,069,391
利益剰余金		
前期末残高	3,673,263	4,197,226
当期変動額		
剰余金の配当	107,879	104,235
当期純利益	631,841	123,387
当期変動額合計	523,962	19,152
当期末残高	4,197,226	4,216,379
自己株式		
前期末残高	8,845	11,094
当期変動額		
自己株式の取得	2,248	10,883
当期変動額合計	2,248	10,883
当期末残高	11,094	21,977
株主資本合計		
前期末残高	5,710,951	6,232,665
当期変動額		
剰余金の配当	107,879	104,235
当期純利益	631,841	123,387
自己株式の取得	2,248	10,883
当期変動額合計	521,714	8,269
当期末残高	6,232,665	6,240,935
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	111,472	47,708
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	63,764	28,623
当期変動額合計	63,764	28,623
当期末残高	47,708	19,085
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	679	1,359
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	680	1,359
当期変動額合計	680	1,359
当期末残高	1,359	-

	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
為替換算調整勘定		
前期末残高	46,765	97,052
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	50,287	293,485
当期変動額合計	50,287	293,485
当期末残高	97,052	196,433
評価・換算差額等合計		
前期末残高	157,558	143,401
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	14,157	320,749
当期変動額合計	14,157	320,749
当期末残高	143,401	177,347
少数株主持分		
前期末残高	242,253	178,770
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	63,483	21,476
当期変動額合計	63,483	21,476
当期末残高	178,770	157,294
純資産合計		
前期末残高	6,110,763	6,554,837
当期変動額		
剰余金の配当	107,879	104,235
当期純利益	631,841	123,387
自己株式の取得	2,248	10,883
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	77,640	342,225
当期変動額合計	444,073	333,955
当期末残高	6,554,837	6,220,881

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	1,152,954	336,630
減価償却費	156,411	159,415
減損損失	6,698	-
のれん償却額	26,874	26,874
貸倒引当金の増減額（ は減少）	26,710	15,448
製品保証引当金の増減額（ は減少）	5,081	25,952
役員賞与引当金の増減額（ は減少）	9,000	17,000
退職給付引当金の増減額（ は減少）	8,845	20,192
役員退職慰労引当金の増減額（ は減少）	1,004	19,262
受取利息及び受取配当金	23,738	22,920
支払利息	33,002	33,728
為替差損益（ は益）	212	27,347
投資有価証券評価損益（ は益）	17,935	41,402
売上債権の増減額（ は増加）	157,866	1,146,112
たな卸資産の増減額（ は増加）	177,575	53,064
仕入債務の増減額（ は減少）	228,546	463,943
その他	1,033	104,712
小計	1,251,548	1,214,053
利息及び配当金の受取額	23,738	22,920
利息の支払額	33,570	39,097
法人税等の支払額	411,870	462,483
営業活動によるキャッシュ・フロー	829,846	735,393
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	95,252	811,250
有形固定資産の売却による収入	3,898	6,265
投資有価証券の取得による支出	51,031	2,276
子会社株式の取得による支出	56,676	-
その他	7,401	36,316
投資活動によるキャッシュ・フロー	206,463	843,577
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減額（ は減少）	85,000	120,060
長期借入れによる収入	60,000	730,000
長期借入金の返済による支出	11,260	52,260
社債の発行による収入	-	974,516
社債の償還による支出	-	500,000
自己株式の取得による支出	2,248	10,883
配当金の支払額	107,845	104,590
少数株主への配当金の支払額	26,000	26,000
リース債務の返済による支出	-	22,054
その他	-	3,810
財務活動によるキャッシュ・フロー	172,353	872,478
現金及び現金同等物に係る換算差額	20,346	144,353
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	471,375	619,940
現金及び現金同等物の期首残高	2,246,868	2,718,243
現金及び現金同等物の期末残高	2,718,243	3,338,184

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

項目	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	子会社はカワタU.S.A.INC.、カワタバシフィックPTE.LTD.、カワタエンジニアリングSDN.BHD.、カワタマーケティングSDN.BHD.、川田(上海)有限公司、川田機械製造(上海)有限公司、(株)サーモテック、カワタタイランドCO.,LTD.、(株)カワタテクノサービス、川田国際股? 有限公司、川田機械香港有限公司及びエム・エルエンジニアリング(株)の12社であり、すべて連結しております。	同左
2 持分法の適用に関する事項	該当事項はありません。	同左
3 連結子会社の事業年度等に関する事項	子会社の決算日は、エム・エルエンジニアリング(株)を除き、いずれも12月31日であり、差異が3ヶ月を超えないため当該決算日現在の財務諸表によっておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結財務諸表作成上必要な調整を行っております。なお、エム・エルエンジニアリング(株)の決算日は連結決算日と一致しております。	同左
4 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法	<p>(イ)有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定することにしております。)</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法</p> <p>(ロ)たな卸資産 製品・仕掛品 親会社は個別法による低価法、子会社は個別法による原価法</p> <p>材料 親会社は移動平均法による低価法、子会社は移動平均法による原価法</p> <p>(ハ)デリバティブ 時価法</p>	<p>(イ)有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>(ロ)たな卸資産 製品・仕掛品 個別法による原価法(貸借対照表額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)</p> <p>材料 移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)</p> <p>(会計処理の変更) 当社は従来、低価法を採用していましたが、当連結会計年度から、子会社を含めて「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成18年7月5日 企業会計基準第9号)を適用しております。なお、これによる影響額はありません。</p> <p>(ハ)デリバティブ 同左</p>

項目	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法	<p>(イ)有形固定資産 当社及び国内子会社 建物(建物附属設備を除く) a 平成10年3月31日以前に取得した ものについては旧定率法によっ ております。 b 平成10年4月1日から平成19年3 月31日までに取得したものに ついては旧定額法によっており ます。 c 平成19年4月1日以降に取得した ものについては定額法によっ ております。 建物以外(建物附属設備を含む) a 平成19年3月31日以前に取得した ものについては旧定率法によっ ております。 b 平成19年4月1日以降に取得した ものについては定率法によっ ております。 在外子会社 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおり であります。 建物及び構築物 50年～3年 機械装置及び運搬具その他 20年～2年 (会計処理の変更) 法人税法の改正(「所得税法等の一 部を改正する法律 平成19年3月30 日 法律第6号」及び「法人税法施 行令の一部を改正する政令 平成19 年3月30日 政令第83号」)に伴い、 当連結会計年度より、平成19年4月 1日以降に取得した有形固定資産に ついては、改正後の法人税法に基 づく方法に変更しております。 これにより売上原価は1,193千円、販 売費及び一般管理費は881千円増 加し、売上総利益は1,193千円、営業 利益、経常利益及び税金等調整前 当期純利益はそれぞれ2,075千円減 少しております。 なお、セグメント情報に与える影 響は、当該箇所に記載してあり ます。 (追加情報) 当連結会計年度より、平成19年3月 31日以前に取得した有形固定資産 については、償却可能限度額まで 償却が終了した翌年から5年間で 均等償却する方法によってあり ます。 これにより売上原価は1,548千円、販 売費及び一般管理費は1,989千円 増加し、売上総利益は1,548千円、 営業利益、経常利益及び税金等調 整前当期純利益はそれぞれ3,537 千円減少しております。 なお、セグメント情報に与える影 響は、当該箇所に記載してあり ます。</p>	<p>(イ)有形固定資産 (1) リース資産以外の有形固定資産 当社及び国内子会社 建物(建物附属設備を除く) a 平成10年3月31日以前に取得した ものについては旧定率法によっ ております。 b 平成10年4月1日から平成19年3 月31日までに取得したものに ついては旧定額法によっており ます。 c 平成19年4月1日以降に取得した ものについては定額法によっ ております。 建物以外(建物附属設備を含む) a 平成19年3月31日以前に取得した ものについては旧定率法によっ ております。 b 平成19年4月1日以降に取得した ものについては定率法によっ ております。 在外子会社 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおり であります。 建物及び構築物 50年～3年 機械装置及び運搬具その他 20年～2年 また、平成19年3月31日以前に取得 した有形固定資産については、償 却可能限度額まで償却が終了した 翌年から5年間で均等償却する方 法によっております。 (2) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース 取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存 価額を零とした定額法によって おります。</p>

項目	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
<p>(3) 繰延資産の処理方法</p> <p>(4) 重要な引当金の計上基準</p>	<p>(ロ)無形固定資産 定額法によっております。 ただし、ソフトウェア(自社利用分) については、社内における利用可能 期間(5年)に基づく定額法</p> <p>(イ)貸倒引当金 売上債権等の貸倒損失に備えるた め、一般債権については信用リスク のランクごとに区分した貸倒実績を 勘案した率により、貸倒懸念債権等 特定の債権については個別に回収可 能性を検討し、回収不能見込額を計 上しております。</p> <p>(ロ)製品保証引当金 販売した製品のアフターサービス費 用・クレーム費用の支出に備えるた め、売上高を基準とした過去の実績 率等に基づき、当連結会計年度に負 担すべき将来の発生費用見積額を計 上しております。</p> <p>(会計処理の変更) 連結子会社である川田機械製造(上 海)有限公司は、従来、製品のアフ ターサービス費用・クレーム費用は 修理作業等の発生時に計上しており ましたが、当連結会計年度から、売上 高を基準とした過去の実績率等に基づ き計算した将来の発生見積額を製 品保証引当金に計上する方法に変更 しております。この変更は、同社にお いて、中国国外への輸出取引の増加 等を含め、従来以上に高い品質水準 が求められる傾向にあることから、 アフターサービス費用・クレーム費 用の管理体制の強化を進めてきたこ とに伴い、当連結会計年度から、過去 の実績率等で将来の修理費用を見積 もることが可能となったことによ り、期間損益計算の適正化を図るた めに行ったものであります。 この変更により、売上原価は11,830 千円増加し、売上総利益、営業利益、 経常利益及び税金等調整前当期純利 益はそれぞれ同額減少しております。 なお、セグメント情報に与える影 響は、当該箇所に記載しております。</p> <p>(ハ)役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に 充てるため、支給見込額の当連結会 計年度負担額を計上しております。</p>	<p>(ロ)無形固定資産(リース資産を除く) 同左</p> <p>社債発行費は、発行時に全額費用とし て処理しております。</p> <p>(イ)貸倒引当金 同左</p> <p>(ロ)製品保証引当金 販売した製品のアフターサービス費 用・クレーム費用の支出に備えるた め、売上高を基準とした過去の実績 率等に基づき、当連結会計年度に負 担すべき将来の発生費用見積額を計 上しております。</p> <p>(ハ)役員賞与引当金 同左</p>

項目	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
	<p>(二)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>(ホ)役員退職慰労引当金 役員の退職により支給する退職慰労金に充てるため、内規に基づく期末退職慰労金要支給額の100%を計上しております。</p>	<p>(二)退職給付引当金 同左</p> <p>(ホ)役員退職慰労引当金 同左</p>
(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準	<p>外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債、収益及び費用は、子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。</p>	同左
(6) 重要なリース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	
(7) 重要なヘッジ会計の方法	<p>(イ)ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。ただし、為替予約取引については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理によっております。</p> <p>(ロ)ヘッジ手段とヘッジ対象 (ヘッジ手段) (ヘッジ対象) 為替予約 外貨建売掛金・買掛金 金利スワップ 借入金</p> <p>(ハ)ヘッジ方針 為替予約取引については、輸出・輸入に係る為替変動リスクに備えるため、その残高は外貨建売掛金・買掛金の期中平均残高を超えない方針をとっております。 金利スワップ取引については、金利変動リスクを低減するため、借入金残高の範囲内で行う方針をとっております。</p> <p>(ニ)ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジの開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、為替予約取引の振当処理については有効性の評価の判定を省略しております。</p>	<p>(イ)ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(ロ)ヘッジ手段とヘッジ対象 (ヘッジ手段) (ヘッジ対象) 為替予約 外貨建売掛金・買掛金</p> <p>(ハ)ヘッジ方針 為替予約取引については、輸出・輸入に係る為替変動リスクに備えるため、その残高は外貨建売掛金・買掛金の期中平均残高を超えない方針をとっております。</p> <p>(ニ)ヘッジの有効性評価の方法 同左</p>
(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

項目	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
5 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	全面時価評価法	同左
6 のれんの償却に関する事項	のれん及び負ののれんは、のれんが発生した都度、かつ子会社ごとに判断し、その金額の重要性が乏しい場合を除き、子会社の実態に基づいた適切な償却期間において定額法により償却することとしております。	同左
7 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>1 リース取引に関する会計基準 当連結会計年度から、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成5年6月17日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成6年1月18日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準適用指針第16号)を適用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理から通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更し、リース資産として計上しております。なお、これによる影響は軽微であります。</p> <p>2 連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱 当連結会計年度から、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年5月17日 実務対応報告第18号)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。なお、これによる影響額はありません。</p>

【表示方法の変更】

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>(連結貸借対照表) のれん及び負ののれんについては、前連結会計年度においては両者を相殺した差額を「のれん」として表示しておりましたが、負ののれんについて金額的重要性が増したため、当連結会計年度から「負ののれん」(前連結会計年度末5,505千円)として独立掲記しております。</p> <p>(連結損益計算書) 前連結会計年度において販売費及び一般管理費の「のれん償却額」に含めて表示しておりました「負ののれん償却額」(前連結会計年度1,224千円)については金額的重要性が増したため、当連結会計年度から独立掲記しております。</p>	<p>(連結貸借対照表) 財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成20年8月7日内閣府令第50号)が適用となることに伴い、前連結会計年度において、「たな卸資産」として掲記されたものは、当連結会計年度から「商品及び製品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」に区分掲記しております。なお、前連結会計年度の「たな卸資産」に含まれる「商品及び製品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」は、それぞれ396,356千円、823,989千円、745,973千円であります。</p>

[次へ](#)

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成20年3月31日)		当連結会計年度 (平成21年3月31日)	
1 有形固定資産の減価償却累計額は2,102,108千円であります。		1 有形固定資産の減価償却累計額は2,170,804千円であります。	
2 担保に供している資産 有形固定資産のうち、次の固定資産は短期借入金、社債及び長期借入金に対する銀行保証の担保に供しております。		2 担保に供している資産 有形固定資産のうち、次の固定資産は短期借入金、社債及び長期借入金に対する銀行保証、長期借入金の担保に供しております。	
(担保に供している資産) (担保に対応する債務)		(担保に供している資産) (担保に対応する債務)	
	千円		千円
建物及び構築物	527,514	短期借入金	200,000
土地	333,569	社債に対する銀行保証	798,700
		長期借入金に対する銀行保証	51,300
計	861,083	計	1,050,000
3 土地には未利用地17,830千円が含まれております。		3 同左	
4 コミットメントライン(特定融資枠契約) 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引金融機関6社とコミットメントライン(特定融資枠契約)を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。		4 コミットメントライン(特定融資枠契約) 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引金融機関6社とコミットメントライン(特定融資枠契約)を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。	
コミットメントラインの総額	1,500,000千円	コミットメントラインの総額	1,500,000千円
借入実行残高		借入実行残高	
借入未実行残高	1,500,000	借入未実行残高	1,500,000

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)								
1	1 売上原価に算入されている通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下げ額は34,912千円(純額)であります。								
2 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりであります。	2 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりであります。								
運賃諸掛 238,413千円	運賃諸掛 206,315千円								
販売手数料 46,651	販売手数料 35,725								
役員報酬及び給与手当 1,201,757	役員報酬及び給与手当 1,122,114								
福利厚生費 226,406	福利厚生費 214,604								
役員賞与引当金繰入額 27,600	役員賞与引当金繰入額 10,600								
退職給付費用 40,751	退職給付費用 41,315								
役員退職慰労引当金繰入額 45,274	役員退職慰労引当金繰入額 21,662								
賃借料 123,291	賃借料 99,975								
のれん償却額 36,205	のれん償却額 36,205								
3 研究開発費は221,096千円であり、売上原価に427千円、販売費及び一般管理費に220,668千円計上しております。	3 研究開発費は300,580千円であり、売上原価に428千円、販売費及び一般管理費に300,151千円計上しております。								
4 固定資産売却益の主な内容は、次のとおりであります。	4 固定資産売却益の主な内容は、次のとおりであります。								
車両運搬具売却益 1,811千円	車両運搬具売却益 1,231千円								
	機械及び装置売却益 643								
5 固定資産除売却損の主な内容は、次のとおりであります。	5 固定資産除売却損の主な内容は、次のとおりであります。								
機械及び装置除却損 2,834千円	機械及び装置除却損 1,745千円								
工具、器具及び備品除却損 1,243	工具、器具及び備品除却損 1,159								
	車両運搬具売却損 514								
6 減損損失 当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。	6								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">場所</th> <th style="text-align: center;">用途</th> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">減損損失 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>埼玉県さいたま市</td> <td>新規事業 廃プラスチック造粒システム等</td> <td>機械装置</td> <td style="text-align: center;">6,698</td> </tr> </tbody> </table>	場所	用途	種類	減損損失 (千円)	埼玉県さいたま市	新規事業 廃プラスチック造粒システム等	機械装置	6,698	
場所	用途	種類	減損損失 (千円)						
埼玉県さいたま市	新規事業 廃プラスチック造粒システム等	機械装置	6,698						
<p>当社グループは、事業の種類別セグメントを基礎に各事業におけるキャッシュ・フローの管理区分をグルーピングの単位としております。</p> <p>埼玉県さいたま市に保有する新規事業セグメントの設備については、新規事業セグメントで取り組んでいる環境保全関連等の各工程の合理化機器の自動化システム(廃プラスチック造粒システム等)事業の中期利益計画が大幅に未達となっており、今後の事業化許容計画期間内でのフリー・キャッシュ・イン・フローによる回収が困難と見込まれるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失6,698千円として特別損失に計上しております。なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、将来フリー・キャッシュ・イン・フローを8%で割り引いて算定しております。</p>									

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	7,210,000			7,210,000

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	16,815	3,937		20,752

(注) 自己株式の増加は、単元未満株式の買取によるものであります。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	71,931	10.00	平成19年3月31日	平成19年6月29日
平成19年11月14日 取締役会	普通株式	35,947	5.00	平成19年9月30日	平成19年12月11日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	57,513	8.00	平成20年3月31日	平成20年6月30日

当連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	7,210,000			7,210,000

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	20,752	48,494		69,246

(注) 自己株式の増加は、取締役会決議による自己株式の取得による増加46,000株、単元未満株式の買取による増加2,494株であります。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	57,513	8.00	平成20年3月31日	平成20年6月30日
平成20年10月30日 取締役会	普通株式	46,721	6.50	平成20年9月30日	平成20年12月11日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	24,992	3.50	平成21年3月31日	平成21年6月29日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表 に掲記されている科目の金額との関係	1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表 に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金 2,718,243千円	現金及び預金 3,348,947千円
現金及び現金同等物 2,718,243千円	拘束性預金 10,763千円
	現金及び現金同等物 3,338,184千円

[次へ](#)

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)				当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引				ファイナンス・リース取引(借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引	
1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額				(1) リース資産の内容	
				主としてプラスチック製品製造機器事業及び新規事業における空調設備(建物付属設備)、コピー機等事務機器(工具、器具及び備品)であります。	
				(2) リース資産の減価償却の方法	
				リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とした定額法によっております。	
	取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額 相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)		
建物及び 構築物	17,520	7,091	10,428		
機械装置 及び運搬具	19,944	5,963	13,980		
その他 (工具、器具 及び備品)	92,717	39,480	53,237		
計	130,181	52,535	77,646		
2 未経過リース料期末残高相当額					
1年以内				20,959千円	
1年超				57,454	
計				78,414	
3 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額					
支払リース料				19,855千円	
減価償却費相当額				19,085	
支払利息相当額				1,078	
4 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法					
(1) 減価償却費相当額の算定方法					
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とした定額法によっております。					
(2) 利息相当額の算定方法					
リース物件のうち重要なものについては、リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。なお、その他のリース物件の取得価額相当額及び未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法によって算定しております。					
(減損損失について)					
リース資産に配分された減損損失はありません。					

(有価証券関係)

1 その他有価証券で時価のある有価証券

区分	前連結会計年度 (平成20年3月31日)			当連結会計年度 (平成21年3月31日)		
	取得原価 (千円)	連結決算日にお ける連結貸借対 照表計上額 (千円)	差額 (千円)	取得原価 (千円)	連結決算日にお ける連結貸借対 照表計上額 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの						
株式	103,838	198,385	94,546	90,511	119,161	28,649
債券						
その他						
小計	103,838	198,385	94,546	90,511	119,161	28,649
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの						
株式	85,526	71,278	14,247	59,727	59,231	496
債券						
その他						
小計	85,526	71,278	14,247	59,727	59,231	496
合計	189,364	269,663	80,299	150,238	178,392	28,153

(注) 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。なお、前連結会計年度及び当連結会計年度において、時価の下落率が30%以上のすべての銘柄について、それぞれ17,935千円、41,402千円の減損処理を行っております。

2 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)
該当事項はありません。

当連結会計年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)
該当事項はありません。

3 時価評価されていない有価証券

区分	前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
	連結貸借対照表計上額(千円)	連結貸借対照表計上額(千円)
その他有価証券		
非上場株式	6,782	6,782
合計	6,782	6,782

4 その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定額

前連結会計年度(平成20年3月31日)
該当事項はありません。

当連結会計年度(平成21年3月31日)
該当事項はありません。

[前へ](#) [次へ](#)

(デリバティブ取引関係)

<p>前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)</p>
<p>1 取引の状況に関する事項</p> <p>(1) 取引の内容 当社グループで利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引、金利関連では金利スワップ取引であります。</p> <p>(2) 取引に対する取組方針 デリバティブ取引は、将来の為替・金利の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。</p> <p>(3) 取引の利用目的 為替予約取引は、外貨建金銭債権債務の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で、また、金利スワップ取引は、借入金利等の将来の金利市場における利率上昇による変動リスクを回避する目的で利用しております。 なお、デリバティブ取引を利用してヘッジ会計を行っております。 ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。ただし、為替予約取引については、振当処理の要件を満たしている場合は外貨建取引等会計処理基準に基づく振当処理を行っております。 ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段.....為替予約、金利スワップ ヘッジ対象.....外貨建売掛金・買掛金、借入金 ヘッジ方針 為替予約取引については輸出・輸入に係る為替変動リスクに備えるため、その残高は外貨建売掛金・買掛金の期中平均残高を超えない方針をとっております。 金利スワップ取引については、金利変動リスクを低減するため、借入金残高の範囲内で行う方針をとっております。 ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジの開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、為替予約取引の振当処理については有効性の評価の判定を省略しております。</p> <p>(4) 取引に係るリスクの内容及びリスク管理体制 当社グループで利用しているデリバティブ取引は、為替・金利の市場リスクを負っておりますが、ヘッジ目的に限定して利用しておりますので、時価の変動による重要なリスクはありません。また、デリバティブ取引の契約先は信用度の高い金融機関であるため、信用リスクは極めて低いと認識しております。なお、デリバティブ取引に係る契約は親会社においては各営業部・管理部の部長の事前決裁を必要とし、デリバティブ取引の実行は管理部が行っております。子会社については各社ごとの決裁基準に基づいて取引を行っており、当該取引状況については管理部が毎月度確認しております。</p> <p>2 取引の時価等に関する事項 当連結会計年度末においては時価等の開示の対象となるデリバティブ取引を利用しておりませんので、該当事項はありません。</p>	<p>1 取引の状況に関する事項</p> <p>(1) 取引の内容 当社グループで利用しているデリバティブ取引は、通貨関連の為替予約取引であります。</p> <p>(2) 取引に対する取組方針 デリバティブ取引は、将来の為替の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。</p> <p>(3) 取引の利用目的 為替予約取引は、外貨建金銭債権債務の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。 なお、デリバティブ取引を利用してヘッジ会計を行っております。 ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。ただし、為替予約取引については、振当処理の要件を満たしている場合は外貨建取引等会計処理基準に基づく振当処理を行っております。 ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段.....為替予約 ヘッジ対象.....外貨建売掛金・買掛金 ヘッジ方針 為替予約取引については輸出・輸入に係る為替変動リスクに備えるため、その残高は外貨建売掛金・買掛金の期中平均残高を超えない方針をとっております。 ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジの開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、為替予約取引の振当処理については有効性の評価の判定を省略しております。</p> <p>(4) 取引に係るリスクの内容及びリスク管理体制 当社グループで利用しているデリバティブ取引は、為替の市場リスクを負っておりますが、ヘッジ目的に限定して利用しておりますので、時価の変動による重要なリスクはありません。また、デリバティブ取引の契約先は信用度の高い金融機関であるため、信用リスクは極めて低いと認識しております。なお、デリバティブ取引に係る契約は親会社においては各営業部・管理部の部長の事前決裁を必要とし、デリバティブ取引の実行は管理部が行っております。子会社については各社ごとの決裁基準に基づいて取引を行っており、当該取引状況については管理部が毎月度確認しております。</p> <p>2 取引の時価等に関する事項 同左</p>

(退職給付関係)

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)								
<p>1 採用している退職給付制度の概要 当社及び国内子会社は、確定拠出型の制度として中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度及び確定拠出年金制度を、また、非積立型の制度として退職一時金制度を設けております。 なお、一部の海外子会社でも確定給付型等の退職金制度を設けております。</p> <p>2 退職給付債務に関する事項(平成20年3月31日)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">(1) 退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">264,934千円</td> </tr> <tr> <td>(2) 退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">264,934千円</td> </tr> </table> <p>(注) 簡便法により退職給付引当金を計上していません。</p> <p>3 退職給付費用に関する事項 退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法を採用しており、確定拠出年金制度への拠出金及び確定拠出型の中小企業退職金共済掛金等を含めて当連結会計年度の退職給付費用は85,702千円です。</p>	(1) 退職給付債務	264,934千円	(2) 退職給付引当金	264,934千円	<p>1 採用している退職給付制度の概要 同左</p> <p>2 退職給付債務に関する事項(平成21年3月31日)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">(1) 退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">280,000千円</td> </tr> <tr> <td>(2) 退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">280,000千円</td> </tr> </table> <p>(注) 簡便法により退職給付引当金を計上していません。</p> <p>3 退職給付費用に関する事項 退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法を採用しており、確定拠出年金制度への拠出金及び確定拠出型の中小企業退職金共済掛金等を含めて当連結会計年度の退職給付費用は98,468千円です。</p>	(1) 退職給付債務	280,000千円	(2) 退職給付引当金	280,000千円
(1) 退職給付債務	264,934千円								
(2) 退職給付引当金	264,934千円								
(1) 退職給付債務	280,000千円								
(2) 退職給付引当金	280,000千円								

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
1 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、次のとおりであります。	1 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、次のとおりであります。
株式評価損否認 7,737千円	株式評価損否認 24,547千円
ゴルフ会員権評価損否認 8,566	ゴルフ会員権評価損否認 8,566
貸倒引当金損金算入限度超過額 25,690	貸倒引当金損金算入限度超過額 24,111
退職給付引当金 100,508	退職給付引当金 106,670
未払費用(賞与引当金損金算入限度超過額) 93,168	未払費用(賞与引当金損金算入限度超過額) 54,577
役員退職慰労引当金 55,483	役員退職慰労引当金 60,993
子会社への投資に係る将来減算一時差異 134,733	子会社への投資に係る将来減算一時差異 134,733
棚卸資産評価損否認 57,203	棚卸資産評価損否認 49,264
製品保証引当金 65,758	製品保証引当金 55,384
減損損失 25,393	減損損失 20,607
その他 88,971	繰越欠損金 38,903
繰延税金資産小計 663,215	未実現利益 11,976
評価性引当額 326,979	その他 38,751
繰延税金資産合計 336,235	繰延税金資産小計 629,088
	評価性引当額 293,123
	繰延税金資産合計 335,964
その他有価証券評価差額金 32,601	
その他 4,437	その他有価証券評価差額金 9,068
繰延税金負債合計 37,039	その他 12,554
	繰延税金負債合計 21,622
繰延税金資産純額 299,196	
(注) 当連結会計年度における繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれておりません。	繰延税金資産純額 314,341
当連結会計年度(平成20年3月31日)	(注) 当連結会計年度における繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれておりません。
流動資産 繰延税金資産 179,761千円	当連結会計年度(平成21年3月31日)
固定資産 繰延税金資産 119,435	流動資産 繰延税金資産 160,347千円
299,196	固定資産 繰延税金資産 153,994
	314,341
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため注記を省略しております。	2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳は、次のとおりであります。
	%
	法定実効税率 40.6
	(調整)
	交際費等永久に損金に算入されない項目 8.0
	住民税均等割 4.3
	海外子会社の適用税率差 10.2
	評価性引当額の増減等 11.6
	税効果会計適用後の法人税等の負担率 54.3

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

[前へ](#)

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

	プラスチック 製品製造機器 事業(千円)	新規事業 (千円)	計(千円)	消去又は全社 (千円)	連結(千円)
売上高及び営業損益					
売上高					
(1) 外部顧客に 対する売上高	14,868,852	731,717	15,600,570		15,600,570
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高					
計	14,868,852	731,717	15,600,570		15,600,570
営業費用	13,593,633	830,347	14,423,981		14,423,981
営業利益(は損失)	1,275,219	98,629	1,176,589		1,176,589
資産、減価償却費、減損 損失及び資本的支出					
資産	11,958,446	406,593	12,365,040	268,758	12,633,798
減価償却費	155,798	612	156,411		156,411
減損損失		6,698	6,698		6,698
資本的支出	88,553	6,698	95,252		95,252

(注) 1 事業区分は製品の種類、性質、製造方法、販売市場等の類似性を考慮して行っております。各事業の内容は次のとおりであります。

事業区分	主な事業内容
プラスチック製品製造 機器事業	プラスチック材料等の貯蔵、輸送、混練、計量、乾燥、着色等の各工程の合理化機器の自動化システム及び金型の温度調節機器(金型温度調節機及び金型冷却機)の製造・販売・保守サービス
新規事業	粉砕機及び環境保全関連等の各工程の合理化機器の自動化システムの製造・販売・保守サービス 食品材料、医薬品原料等の貯蔵、輸送、混練、計量、乾燥、着色等の各工程の合理化機器の自動化システムの製造・販売・保守サービス及び微細発泡プラスチック新素材(MCF)製造成形機の製造・販売・保守サービス

- 2 資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は268,758千円であり、その主なものは当社での長期投資資金(投資有価証券等)であります。
- 3 「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の4(2)(会計処理の変更)に記載のとおり、当連結会計年度より平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これにより、従来の方法によった場合に比べ、当連結会計年度の営業費用は「プラスチック製品製造機器事業」セグメントで2,075千円増加し、営業利益は同額減少しております。
- 4 「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の(追加情報)に記載のとおり、当連結会計年度より平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。これにより、従来の方法によった場合に比べ、当連結会計年度の営業費用は「プラスチック製品製造機器事業」セグメントで3,537千円増加し、営業利益は同額減少しております。
- 5 「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の4(4)(会計処理の変更)に記載のとおり、当連結会計年度より連結子会社である川田機械製造(上海)有限公司は製品保証引当金を計上しております。これにより、従来の方法によった場合に比べ、当連結会計年度の営業費用は「プラスチック製品製造機器事業」セグメントで11,830千円増加し、営業利益は同額減少しております。

当連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

	プラスチック 製品製造機器 事業(千円)	新規事業 (千円)	計(千円)	消去又は全社 (千円)	連結(千円)
売上高及び営業損益					
売上高					
(1) 外部顧客に 対する売上高	12,818,147	543,241	13,361,388		13,361,388
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高					
計	12,818,147	543,241	13,361,388		13,361,388
営業費用	12,343,591	588,816	12,932,407		12,932,407
営業利益(は損失)	474,556	45,574	428,981		428,981
資産、減価償却費、減損 損失及び資本的支出					
資産	11,625,683	304,474	11,930,158	177,578	12,107,736
減価償却費	180,149	1,319	181,469		181,469
減損損失					
資本的支出	807,605	3,644	811,250		811,250

(注) 1 事業区分は製品の種類、性質、製造方法、販売市場等の類似性を考慮して行っております。各事業の内容は次のとおりであります。

事業区分	主な事業内容
プラスチック製品製造 機器事業	プラスチック材料等の貯蔵、輸送、混練、計量、乾燥、着色等の各工程の合理化機器の自動化システム及び金型の温度調節機器(金型温度調節機及び金型冷却機)の製造・販売・保守サービス
新規事業	粉砕機及び環境保全関連等の各工程の合理化機器の自動化システムの製造・販売・保守サービス

2 資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は177,578千円であります。その主なものは当社での長期投資資金(投資有価証券等)であります。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

	日本 (千円)	中国 (千円)	その他 の地域 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高及び営業損益						
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	11,544,888	1,727,325	2,328,356	15,600,570		15,600,570
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	653,115	736,266	90,629	1,480,012	(1,480,012)	
計	12,198,003	2,463,592	2,418,986	17,080,582	(1,480,012)	15,600,570
営業費用	11,387,762	2,240,938	2,273,061	15,901,762	(1,477,781)	14,423,981
営業利益	810,240	222,654	145,924	1,178,820	(2,230)	1,176,589
資産	9,946,948	1,567,740	1,292,231	12,806,920	(173,121)	12,633,798

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度及び経済活動の類似性によっております。
- 2 各区分に属する主な国又は地域
その他の地域.....アメリカ合衆国・シンガポール・マレーシア・タイ・台湾
- 3 資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は、268,758千円であります。その主なものは当社での長期投資資金(投資有価証券等)であります。
- 4 「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の4(2)(会計処理の変更)に記載のとおり、当連結会計年度より平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これにより、従来の方法によった場合に比べ、当連結会計年度の営業費用は「日本」セグメントで2,075千円増加し、営業利益は同額減少しております。
- 5 「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の(追加情報)に記載のとおり、当連結会計年度より平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。これにより、従来の方法によった場合に比べ、当連結会計年度の営業費用は「日本」セグメントで3,537千円増加し、営業利益は同額減少しております。
- 6 「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の4(4)(会計処理の変更)に記載のとおり、当連結会計年度より連結子会社である川田機械製造(上海)有限公司は製品保証引当金を計上しております。これにより、従来の方法によった場合に比べ、当連結会計年度の営業費用は「中国」セグメントで11,830千円増加し、営業利益は同額減少しております。

当連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

	日本 (千円)	中国 (千円)	その他 の地域 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高及び営業損益						
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	10,234,599	1,381,410	1,745,379	13,361,388		13,361,388
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	369,621	538,309	39,096	947,027	(947,027)	
計	10,604,220	1,919,719	1,784,475	14,308,415	(947,027)	13,361,388
営業費用	10,419,725	1,761,735	1,735,754	13,917,214	(984,807)	12,932,407
営業利益	184,495	157,984	48,720	391,201	37,780	428,981
資産	9,944,283	1,253,004	949,503	12,146,791	(39,054)	12,107,736

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度及び経済活動の類似性によっております。
- 2 各区分に属する主な国又は地域
その他の地域.....アメリカ合衆国・シンガポール・マレーシア・タイ・台湾
- 3 資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は、177,578千円であります。その主なものは当社での長期投資資金(投資有価証券等)であります。

【海外売上高】

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

	東アジア	東南アジア	北米	その他の地域	計
海外売上高(千円)	2,795,727	1,556,267	455,623	353,865	5,161,483
連結売上高(千円)					15,600,570
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	17.9	10.0	2.9	2.3	33.1

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 各区分に属する主な国又は地域

(1) 東アジア.....中国・台湾・香港・韓国

このうち、中国における売上高は1,696,839千円(連結売上高に占める割合10.9%)であります。

(2) 東南アジア.....タイ・シンガポール・マレーシア・ベトナム・インドネシア

(3) 北米.....アメリカ合衆国

(4) その他の地域.....メキシコ・ハンガリー

3 海外売上高は、当社及び子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

当連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

	東アジア	東南アジア	北米	その他の地域	計
海外売上高(千円)	1,820,214	1,409,178	700,564	158,320	4,088,277
連結売上高(千円)					13,361,388
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	13.6	10.5	5.2	1.2	30.6

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 各区分に属する主な国又は地域

(1) 東アジア.....中国・台湾・香港・韓国

このうち、中国における売上高は1,306,002千円(連結売上高に占める割合9.8%)であります。

(2) 東南アジア.....タイ・シンガポール・マレーシア・ベトナム・インドネシア

(3) 北米.....アメリカ合衆国・カナダ

(4) その他の地域.....メキシコ・南アフリカ

3 海外売上高は、当社及び子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

役員及び個人主要株主等

属性	氏名	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有)割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
役員及びその 近親者	太田道之助 (取締役太田 敏正の実父)			当社名誉顧 問	(被所有) 直接 0.37			当社名誉顧 問としての 報酬の支給 (注)	900		

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注) 取締役定年規程(内規)及び勤務実態等を考慮し決定しております。

当連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1株当たり純資産額 886.89円	1株当たり純資産額 849.15円
1株当たり当期純利益 87.88円	1株当たり当期純利益 17.17円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載していません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載していません。
算定上の基礎	算定上の基礎
1 1株当たり純資産額	1 1株当たり純資産額
連結貸借対照表の純資産の部の合計額 6,554,837千円	連結貸借対照表の純資産の部の合計額 6,220,881千円
普通株式に係る純資産額 6,376,067千円	普通株式に係る純資産額 6,063,587千円
差額の主な内訳	差額の主な内訳
少数株主持分 178,770千円	少数株主持分 157,294千円
普通株式の発行済株式数 7,210,000株	普通株式の発行済株式数 7,210,000株
普通株式の自己株式数 20,752株	普通株式の自己株式数 69,246株
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数 7,189,248株	1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数 7,140,754株
2 1株当たり当期純利益	2 1株当たり当期純利益
連結損益計算書上の当期純利益 631,841千円	連結損益計算書上の当期純利益 123,387千円
普通株式に係る当期純利益 631,841千円	普通株式に係る当期純利益 123,387千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。	普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。
普通株式の期中平均株式数 7,190,192株	普通株式の期中平均株式数 7,185,756株

(重要な後発事象)

前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
平成20年5月27日に株式会社松井製作所より、当社が製造・販売する低速粉砕機が特許権を侵害しているとして、製造・販売の差止め、製品・半製品の廃棄、損害賠償額111,220千円を求める訴訟を大阪地方裁判所に提起されました。当社としては、平成20年5月20日に、特許庁へ当該特許の無効審判の請求を提出しており、特許権の侵害に当たらないものと判断しております。	<p>当社は、平成21年5月13日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、下記のとおり自己株式を取得することを決議いたしました。</p> <p>1 自己株式取得に関する取締役会の決議内容</p> <p>(1) 理由 経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため</p> <p>(2) 取得する株式の種類 当社普通株式</p> <p>(3) 取得する株式の総数 100,000株(上限とする)</p> <p>(4) 株式の取得価額の総額 35,000千円(上限とする)</p> <p>(5) 自己株式買受けの日程 平成21年5月14日～平成21年6月23日</p> <p>2 自己株式取得の実施状況</p> <p>(1) 取得した株式の種類 当社普通株式</p> <p>(2) 取得した株式の総数 47,000株</p> <p>(3) 取得価額の総額 17,667千円</p> <p>(4) 取得期間 平成21年5月14日～平成21年6月23日</p>

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
株式会社カワタ	第15回 無担保社債	平成16年 3月25日	200,000 (200,000)		年0.76	無担保社債	平成21年 3月25日
株式会社カワタ	第16回 無担保社債	平成16年 3月25日	200,000 (200,000)		年0.79	無担保社債	平成21年 3月25日
株式会社カワタ	第17回 無担保社債	平成16年 3月25日	100,000 (100,000)		年0.99	無担保社債	平成21年 3月25日
株式会社カワタ	第18回 無担保社債	平成17年 6月30日	240,000	240,000	年0.75	無担保社債	平成22年 6月30日
株式会社カワタ	第19回 無担保社債	平成17年 7月11日	260,000	260,000	年0.72	無担保社債	平成22年 7月9日
株式会社カワタ	第20回 無担保社債	平成18年 1月25日	100,000	100,000	年1.38	無担保社債	平成23年 1月25日
株式会社カワタ	第21回 無担保社債	平成18年 1月31日	300,000	300,000	年1.12	無担保社債	平成23年 1月31日
株式会社カワタ	第22回 無担保社債	平成21年 3月19日		400,000	年1.04	無担保社債	平成26年 3月19日
株式会社カワタ	第23回 無担保社債	平成21年 3月19日		400,000	年0.99	無担保社債	平成26年 3月19日
株式会社カワタ	第24回 無担保社債	平成21年 3月25日		100,000	年1.34	無担保社債	平成26年 3月25日
株式会社カワタ	第25回 無担保社債	平成21年 3月25日		100,000	年1.15	無担保社債	平成24年 3月23日
合計			1,400,000 (500,000)	1,900,000			

(注) 1 ()内の金額は1年以内に償還が予定されているものであり、連結貸借対照表では流動負債として掲記しております。

2 連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定額は次のとおりであります。

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
	900,000	233,600	133,600	632,800

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	630,000	509,940	年2.1	
1年以内に返済予定の長期借入金	52,260	89,060	年1.7	
1年以内に返済予定のリース債務		19,051		
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	88,040	728,980	年2.2	平成22年4月～ 平成31年3月
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)		44,057		平成22年4月～ 平成25年11月
その他有利子負債				
合計	770,300	1,391,089		

(注) 1 平均利率は、期末日現在の借入利率を借入金の期末残高で加重平均したものを記載したものであります。なお、リース債務についてはリース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額で連結貸借対照表に計上しているため、平均利率を記載しておりません。

2 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額は次のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	119,060	88,660	91,860	70,600
リース債務	18,170	16,139	8,192	1,554

(2) 【その他】

1 当連結会計年度における各四半期連結会計期間に係る売上高等

	第1四半期 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	第2四半期 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	第3四半期 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	第4四半期 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)
売上高 (千円)	3,680,377	4,047,954	2,788,259	2,844,797
税金等調整前 四半期純利益金額 (は損失金額) (千円)	220,503	189,181	75,950	2,895
四半期純利益金額 (は損失金額) (千円)	112,378	76,417	67,016	1,607
1株当たり 四半期純利益金額 (は損失金額) (円)	15.63	10.63	9.32	0.22

2 訴訟

平成20年5月27日に株式会社松井製作所より、当社が製造・販売する低速粉碎機が特許権を侵害しているとして、製造・販売の差止め、製品・半製品の廃棄、損害賠償額111,220千円を求める訴訟を大阪地方裁判所に提起されました。当社としては、平成20年5月20日に、特許庁へ当該特許の無効審判の請求を提出しており、特許権の侵害に当たらないものと判断しております。

平成20年8月22日に株式会社松井製作所より、当社が製造・販売する気流混合ホッパが特許権を侵害しているとして、製造・販売の差止め、製品・半製品の廃棄、損害賠償額220,000千円を求める訴訟を大阪地方裁判所に提起されました。当社としては、平成20年5月20日に、特許庁へ当該特許の無効審判の請求を提出しており、特許権の侵害に当たらないものと判断しております。

2【財務諸表等】
(1)【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：千円)

	第59期 (平成20年3月31日)	第60期 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,373,631	2,108,791
受取手形	4 1,372,197	4 776,805
売掛金	4 2,591,220	4 1,747,815
製品	151,362	-
商品及び製品	-	323,589
原材料	379,786	-
仕掛品	631,442	359,941
原材料及び貯蔵品	-	458,859
前払費用	3,284	12,771
繰延税金資産	94,752	108,007
未収入金	4 32,772	4 23,510
その他	4 2,121	4 72,242
貸倒引当金	64,722	43,561
流動資産合計	6,567,849	5,948,773
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	557,271	517,768
構築物（純額）	15,388	12,910
機械及び装置（純額）	84,713	81,896
車両運搬具（純額）	107	80
工具、器具及び備品（純額）	19,180	22,316
土地	5 489,821	5 1,203,742
リース資産（純額）	-	47,631
建設仮勘定	5,656	3,337
有形固定資産合計	1, 2, 3 1,172,139	1, 2, 3 1,889,683
無形固定資産		
施設利用権	0	0
ソフトウェア	14,231	4,080
無形固定資産合計	14,231	4,080
投資その他の資産		
投資有価証券	271,757	180,578
関係会社株式	640,519	640,519
関係会社出資金	145,824	145,824
破産更生債権等	2,154	1,470
長期前払費用	203	154
繰延税金資産	64,511	88,694
保険積立金	-	18,956
会員権	16,300	16,300
差入保証金	73,800	66,702
その他	11,942	11,941
貸倒引当金	17,844	17,160
投資その他の資産合計	1,209,169	1,153,981
固定資産合計	2,395,540	3,047,746
資産合計	8,963,389	8,996,520

	第59期 (平成20年3月31日)	第60期 (平成21年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	4 1,056,139	4 595,990
短期借入金	2 490,000	2 260,000
1年内償還予定の社債	2 500,000	-
1年内返済予定の長期借入金	2 40,260	2 77,060
リース債務	-	13,159
未払金	4 114,073	4 60,841
未払費用	207,971	108,362
未払法人税等	121,854	-
未払消費税等	10,436	-
前受金	169,372	1,700
預り金	6,691	6,811
製品保証引当金	113,319	106,812
役員賞与引当金	10,400	-
流動負債合計	2,840,518	1,230,737
固定負債		
社債	2 900,000	2 1,900,000
長期借入金	2 41,040	2 693,980
リース債務	-	34,471
退職給付引当金	163,414	172,513
役員退職慰労引当金	48,600	54,400
固定負債合計	1,153,054	2,855,365
負債合計	3,993,572	4,086,103
純資産の部		
株主資本		
資本金	977,142	977,142
資本剰余金		
資本準備金	1,069,391	1,069,391
資本剰余金合計	1,069,391	1,069,391
利益剰余金		
利益準備金	128,660	128,660
その他利益剰余金		
別途積立金	2,440,000	2,540,000
繰越利益剰余金	318,035	198,049
利益剰余金合計	2,886,695	2,866,709
自己株式	11,094	21,977
株主資本合計	4,922,135	4,891,265
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	47,681	19,150
評価・換算差額等合計	47,681	19,150
純資産合計	4,969,817	4,910,416
負債純資産合計	8,963,389	8,996,520

【損益計算書】

(単位：千円)

	第59期 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	第60期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
売上高	9,698,994	7,961,374
売上原価		
製品期首たな卸高	385,278	151,362
他勘定受入高	1 666	1 5,633
当期製品仕入高	2 2,233,994	2 1,745,584
当期製品製造原価	2, 5 4,902,794	2, 5 4,673,924
合計	7,522,733	6,576,504
製品期末たな卸高	151,362	323,589
売上原価合計	3 7,371,371	3 6,252,915
売上総利益	2,327,623	1,708,458
販売費及び一般管理費	4, 5 1,883,227	4, 5 1,791,262
営業利益又は営業損失()	444,395	82,803
営業外収益		
受取利息	9,950	8,637
受取配当金	2 44,292	2 194,304
固定資産賃貸料	2 38,243	2 37,575
受取事務手数料	2 16,610	2 16,871
その他	2 23,343	2 32,244
営業外収益合計	132,439	289,633
営業外費用		
支払利息	14,710	11,676
社債利息	12,516	12,755
社債発行費	-	25,483
コミットメントライン手数料	10,711	11,079
社債費用	6,960	9,546
訴訟関連費用	-	21,350
その他	1,414	7,887
営業外費用合計	46,314	99,779
経常利益	530,521	107,049
特別利益		
貸倒引当金戻入額	-	19,690
特別利益合計	-	19,690
特別損失		
固定資産除却損	6 3,042	6 1,997
投資有価証券評価損	17,935	41,402
減損損失	7 6,698	-
特別損失合計	27,676	43,400
税引前当期純利益	502,844	83,339
法人税、住民税及び事業税	204,905	13,007
法人税等調整額	17,372	13,916
法人税等合計	187,533	909
当期純利益	315,311	84,248

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	第59期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)		第60期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
材料費	3	3,678,200	70.1	2,946,256	66.9
労務費		606,801	11.6	520,822	11.8
経費	1	959,928	18.3	935,344	21.3
当期総製造費用		5,244,930	100.0	4,402,423	100.0
期首仕掛品棚卸高		294,712		631,442	
合計		5,539,643		5,033,866	
期末仕掛品棚卸高		631,442		359,941	
他勘定振替払出高	2	5,406			
当期製品製造原価		4,902,794		4,673,924	

(注) 1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	第59期	第60期
外注工賃	754,840千円	740,043千円
旅費交通費	42,230千円	40,956千円
設計料	12,384千円	14,101千円
減価償却費	45,488千円	54,520千円
製品保証引当金繰入額	113,319千円	106,812千円

2 他勘定振替払出高の内訳は、次のとおりであります。

項目	第59期	第60期
建設仮勘定	5,406千円	千円

3 材料費の中には当社が下請取引先や子会社へ製造委託する部品等が含まれております。

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、個別原価計算であります。

【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第59期 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	第60期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	977,142	977,142
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	977,142	977,142
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	1,069,391	1,069,391
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,069,391	1,069,391
資本剰余金合計		
前期末残高	1,069,391	1,069,391
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,069,391	1,069,391
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	128,660	128,660
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	128,660	128,660
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	2,260,000	2,440,000
当期変動額		
別途積立金の積立	180,000	100,000
当期変動額合計	180,000	100,000
当期末残高	2,440,000	2,540,000
繰越利益剰余金		
前期末残高	290,603	318,035
当期変動額		
剰余金の配当	107,879	104,235
別途積立金の積立	180,000	100,000
当期純利益	315,311	84,248
当期変動額合計	27,432	119,986
当期末残高	318,035	198,049
利益剰余金合計		
前期末残高	2,679,263	2,886,695
当期変動額		
剰余金の配当	107,879	104,235
別途積立金の積立	-	-
当期純利益	315,311	84,248
当期変動額合計	207,432	19,986
当期末残高	2,886,695	2,866,709

	第59期 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	第60期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
自己株式		
前期末残高	8,845	11,094
当期変動額		
自己株式の取得	2,248	10,883
当期変動額合計	2,248	10,883
当期末残高	11,094	21,977
株主資本合計		
前期末残高	4,716,951	4,922,135
当期変動額		
剰余金の配当	107,879	104,235
当期純利益	315,311	84,248
自己株式の取得	2,248	10,883
当期変動額合計	205,184	30,869
当期末残高	4,922,135	4,891,265
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	111,341	47,681
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	63,659	28,531
当期変動額合計	63,659	28,531
当期末残高	47,681	19,150
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	679	-
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	679	-
当期変動額合計	679	-
当期末残高	-	-
評価・換算差額等合計		
前期末残高	110,662	47,681
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	62,980	28,531
当期変動額合計	62,980	28,531
当期末残高	47,681	19,150
純資産合計		
前期末残高	4,827,613	4,969,817
当期変動額		
剰余金の配当	107,879	104,235
当期純利益	315,311	84,248
自己株式の取得	2,248	10,883
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	62,980	28,531
当期変動額合計	142,204	59,400
当期末残高	4,969,817	4,910,416

【重要な会計方針】

項目	第59期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第60期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時 価法(評価差額は全部純資産直入 法により処理し、売却原価は移動 平均法により算定することにして おります。) 時価のないもの 移動平均法による原価法	子会社株式及び関連会社株式 同左 その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左
2 たな卸資産の評価基準及び評価方法	製品・仕掛品 個別法による低価法 材料 移動平均法による低価法	製品・仕掛品 個別法による原価法(貸借対照表価 額は収益性の低下による簿価切下げ の方法により算定) 材料 移動平均法による原価法(貸借対照 表価額は収益性の低下による簿価切 下げの方法により算定) (会計処理の変更) 当社は従来、低価法を採用しており ましたが、当期から、「棚卸資産の評 価に関する会計基準」(企業会計基 準委員会 平成18年7月5日 企業会 計基準第9号)を適用しております。 なお、これによる影響額はありませ ん。
3 デリバティブ等の評価基準及び評価方法	時価法	同左
4 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 建物(建物附属設備を除く) a 平成10年3月31日以前に取得した ものについては旧定率法によっ ております。 b 平成10年4月1日から平成19年3 月31日までに取得したものにっ ついては旧定額法によっておりま す。 c 平成19年4月1日以降に取得した ものについては定額法によって おります。 建物以外(建物附属設備を含む) a 平成19年3月31日以前に取得した ものについては旧定率法によっ ております。 b 平成19年4月1日以降に取得した ものについては定率法によって おります。 なお、主な耐用年数は以下のとおり であります。 建物 50年～3年 機械及び装置その他 20年～2年	(1) 有形固定資産 (イ) リース資産以外の有形固定資産 建物(建物附属設備を除く) a 平成10年3月31日以前に取得した ものについては旧定率法によっ ております。 b 平成10年4月1日から平成19年3 月31日までに取得したものにっ ついては旧定額法によっておりま す。 c 平成19年4月1日以降に取得した ものについては定額法によって おります。 建物以外(建物附属設備を含む) a 平成19年3月31日以前に取得した ものについては旧定率法によっ ております。 b 平成19年4月1日以降に取得した ものについては定率法によって おります。 なお、主な耐用年数は以下のとおり であります。 建物 50年～3年 機械及び装置その他 20年～2年

項目	第59期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第60期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
	<p>(会計処理の変更) 法人税法の改正(「所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号」及び「法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号」)に伴い、当期より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。 これにより売上原価は495千円、販売費及び一般管理費は719千円増加し、売上総利益は495千円、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ1,214千円減少しております。</p> <p>(追加情報) 当期より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。 これにより売上原価は1,458千円、販売費及び一般管理費は1,861千円増加し、売上総利益は1,458千円、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ3,319千円減少しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法によっております。 ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法</p> <p>(3) 長期前払費用 均等償却によっております。</p>	<p>また、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。</p> <p>(口) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とした定額法によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 同左</p> <p>(3) 長期前払費用 同左</p>
5 繰延資産の処理方法		社債発行費は、発行時に全額費用として処理しております。
6 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	同左
7 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については信用リスクのランクごとに区分した貸倒実績を勘案した率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 製品保証引当金 販売した製品のアフターサービス費用・クレーム費用の支出に備えるため、売上高を基準とした過去の実績率等に基づき、当期に負担すべき将来の発生費用見積額を計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 製品保証引当金 同左</p>

項目	第59期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第60期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(3) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 役員の退職により支給する退職慰労金に充てるため、内規に基づく期末退職慰労金要支給額の100%を計上しております。</p>	<p>(3) 役員賞与引当金 同左</p> <p>(4) 退職給付引当金 同左</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 同左</p>
8 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	
9 ヘッジ会計の方法	<p>(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。ただし、為替予約取引については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理によっております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 (ヘッジ手段) (ヘッジ対象) 為替予約 外貨建売掛金・買掛金 金利スワップ 借入金</p> <p>(3) ヘッジ方針 為替予約取引については、輸出・輸入に係る為替変動リスクに備えるため、その残高は外貨建売掛金・買掛金の期中平均残高を超えない方針をとっております。 金利スワップ取引については、金利変動リスクを低減するため、借入金残高の範囲内で行う方針をとっております。</p> <p>(4) ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジの開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、為替予約取引の振当処理については有効性の評価の判定を省略しております。</p>	<p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 (ヘッジ手段) (ヘッジ対象) 為替予約 外貨建売掛金・買掛金</p> <p>(3) ヘッジ方針 為替予約取引については、輸出・輸入に係る為替変動リスクに備えるため、その残高は外貨建売掛金・買掛金の期中平均残高を超えない方針をとっております。</p> <p>(4) ヘッジの有効性評価の方法 同左</p>
10 その他財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

【重要な会計方針の変更】

<p>第59期 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)</p>	<p>第60期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)</p>
	<p>(リース取引に関する会計基準) 当期から、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成 5年 6月17日 最終改正平成19年 3月30日 企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成 6年 1月18日 最終改正平成19年 3月30日 企業会計基準適用指針第16号)を適用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理から通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更し、リース資産として計上しております。なお、これによる影響は軽微であります。</p>

【表示方法の変更】

<p>第59期 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)</p>	<p>第60期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)</p>
<p>(損益計算書関係) 前期において営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「受取事務手数料」(前期13,815千円)は、営業外収益総額の100分の10を超えたため、当期から独立掲記しております。</p>	<p>(貸借対照表) 財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成20年 8月 7日内閣府令第50号)が適用となることに伴い、前期において「製品」「材料」として表示していたものは、当期からそれぞれ「商品及び製品」「原材料及び貯蔵品」として表示しております。</p>

【注記事項】

(貸借対照表関係)

第59期 (平成20年3月31日)		第60期 (平成21年3月31日)	
1 有形固定資産の減価償却累計額は1,684,422千円です。		1 有形固定資産の減価償却累計額は1,757,687千円です。	
2 有形固定資産のうち、次の固定資産は短期借入金、社債及び長期借入金に対する銀行保証の担保に供しております。		2 有形固定資産のうち、次の固定資産は短期借入金、社債及び長期借入金に対する銀行保証、長期借入金の担保に供しております。	
(担保に供している資産) (担保に対応する債務)		(担保に供している資産) (担保に対応する債務)	
	千円		千円
建物	512,126	短期借入金	200,000
構築物	15,388	社債に対する	798,700
土地	333,569	銀行保証	
		長期借入金	51,300
		に対する	
		銀行保証	
計	861,083		1,050,000
3 固定資産のうち、国庫補助金による圧縮記帳額は、工具、器具及び備品5,967千円で、貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。		3 同左	
4 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で、各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。		4 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で、各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。	
受取手形	57,434千円	受取手形	43,315千円
売掛金	193,662	売掛金	75,249
未収入金	32,497	未収入金	21,530
流動資産その他	425	流動資産その他	164
買掛金	339,543	買掛金	174,813
未払金	7,195	未払金	6,079
5 土地には未利用地17,830千円が含まれております。		5 同左	
6 コミットメントライン(特定融資枠契約) 運転資金の効率的な調達を行うため、取引金融機関6社とコミットメントライン(特定融資枠契約)を締結しております。この契約に基づく当期末の借入未実行残高は次のとおりであります。		6 コミットメントライン(特定融資枠契約) 運転資金の効率的な調達を行うため、取引金融機関6社とコミットメントライン(特定融資枠契約)を締結しております。この契約に基づく当期末の借入未実行残高は次のとおりであります。	
コミットメントラインの総額	1,500,000千円	コミットメントラインの総額	1,500,000千円
借入実行残高		借入実行残高	
借入未実行残高	1,500,000	借入未実行残高	1,500,000
7 保証債務		7 保証債務	
子会社の金融機関からの借入金に対する債務保証	64,305千円	子会社の金融機関からの借入金に対する債務保証	64,665千円

(損益計算書関係)

第59期 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	第60期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)																																																																								
<p>1 他勘定振替受入高は、機械及び装置からの振替えであります。</p> <p>2 関係会社に係る注記 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">仕入高</td> <td style="text-align: right;">2,529,872千円</td> </tr> <tr> <td>受取配当金</td> <td style="text-align: right;">38,500</td> </tr> <tr> <td>固定資産賃貸料</td> <td style="text-align: right;">36,244</td> </tr> <tr> <td>受取事務手数料等</td> <td style="text-align: right;">16,810</td> </tr> </table> <p>3 売上原価に算入されている洗替方式に基づく低価基準によるたな卸資産の評価損の金額は 11,217千円(戻入額)であります。</p> <p>4 販売費及び一般管理費のうち、販売費に属する費用の割合は61%であり、一般管理費に属する費用の割合は39%であります。 主要な費目及び金額は、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">運賃諸掛</td> <td style="text-align: right;">180,421千円</td> </tr> <tr> <td>販売手数料</td> <td style="text-align: right;">48,682</td> </tr> <tr> <td>役員報酬</td> <td style="text-align: right;">53,880</td> </tr> <tr> <td>給与手当</td> <td style="text-align: right;">572,943</td> </tr> <tr> <td>福利厚生費</td> <td style="text-align: right;">146,630</td> </tr> <tr> <td>役員賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">10,400</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">23,281</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">18,900</td> </tr> <tr> <td>旅費交通費</td> <td style="text-align: right;">108,079</td> </tr> <tr> <td>広告宣伝費</td> <td style="text-align: right;">109,886</td> </tr> <tr> <td>賃借料</td> <td style="text-align: right;">100,959</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">28,240</td> </tr> <tr> <td>交際費</td> <td style="text-align: right;">17,780</td> </tr> </table> <p>5 研究開発費の総額 研究開発費は197,897千円であり、当期総製造費用に427千円、販売費及び一般管理費に197,469千円計上しております。</p> <p>6 固定資産除却損の主な内容は、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">機械及び装置除却損</td> <td style="text-align: right;">2,805千円</td> </tr> </table>	仕入高	2,529,872千円	受取配当金	38,500	固定資産賃貸料	36,244	受取事務手数料等	16,810	運賃諸掛	180,421千円	販売手数料	48,682	役員報酬	53,880	給与手当	572,943	福利厚生費	146,630	役員賞与引当金繰入額	10,400	退職給付費用	23,281	役員退職慰労引当金繰入額	18,900	旅費交通費	108,079	広告宣伝費	109,886	賃借料	100,959	減価償却費	28,240	交際費	17,780	機械及び装置除却損	2,805千円	<p>1 同左</p> <p>2 関係会社に係る注記 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">仕入高</td> <td style="text-align: right;">2,044,792千円</td> </tr> <tr> <td>受取配当金</td> <td style="text-align: right;">187,514</td> </tr> <tr> <td>固定資産賃貸料</td> <td style="text-align: right;">36,232</td> </tr> <tr> <td>受取事務手数料等</td> <td style="text-align: right;">17,071</td> </tr> </table> <p>3 売上原価に算入されている通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下げ額は2,181千円(純額)であります。</p> <p>4 販売費及び一般管理費のうち、販売費に属する費用の割合は59%であり、一般管理費に属する費用の割合は41%であります。 主要な費目及び金額は、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">運賃諸掛</td> <td style="text-align: right;">150,454千円</td> </tr> <tr> <td>販売手数料</td> <td style="text-align: right;">23,539</td> </tr> <tr> <td>役員報酬</td> <td style="text-align: right;">55,960</td> </tr> <tr> <td>給与手当</td> <td style="text-align: right;">517,084</td> </tr> <tr> <td>福利厚生費</td> <td style="text-align: right;">129,040</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">25,913</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">8,200</td> </tr> <tr> <td>旅費交通費</td> <td style="text-align: right;">104,174</td> </tr> <tr> <td>広告宣伝費</td> <td style="text-align: right;">116,546</td> </tr> <tr> <td>賃借料</td> <td style="text-align: right;">86,048</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">40,739</td> </tr> <tr> <td>交際費</td> <td style="text-align: right;">17,575</td> </tr> </table> <p>5 研究開発費の総額 研究開発費は278,888千円であり、当期総製造費用に428千円、販売費及び一般管理費に278,460千円計上しております。</p> <p>6 固定資産除却損の主な内容は、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">機械及び装置除却損</td> <td style="text-align: right;">1,350千円</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品除却損</td> <td style="text-align: right;">449</td> </tr> </table>	仕入高	2,044,792千円	受取配当金	187,514	固定資産賃貸料	36,232	受取事務手数料等	17,071	運賃諸掛	150,454千円	販売手数料	23,539	役員報酬	55,960	給与手当	517,084	福利厚生費	129,040	退職給付費用	25,913	役員退職慰労引当金繰入額	8,200	旅費交通費	104,174	広告宣伝費	116,546	賃借料	86,048	減価償却費	40,739	交際費	17,575	機械及び装置除却損	1,350千円	工具、器具及び備品除却損	449
仕入高	2,529,872千円																																																																								
受取配当金	38,500																																																																								
固定資産賃貸料	36,244																																																																								
受取事務手数料等	16,810																																																																								
運賃諸掛	180,421千円																																																																								
販売手数料	48,682																																																																								
役員報酬	53,880																																																																								
給与手当	572,943																																																																								
福利厚生費	146,630																																																																								
役員賞与引当金繰入額	10,400																																																																								
退職給付費用	23,281																																																																								
役員退職慰労引当金繰入額	18,900																																																																								
旅費交通費	108,079																																																																								
広告宣伝費	109,886																																																																								
賃借料	100,959																																																																								
減価償却費	28,240																																																																								
交際費	17,780																																																																								
機械及び装置除却損	2,805千円																																																																								
仕入高	2,044,792千円																																																																								
受取配当金	187,514																																																																								
固定資産賃貸料	36,232																																																																								
受取事務手数料等	17,071																																																																								
運賃諸掛	150,454千円																																																																								
販売手数料	23,539																																																																								
役員報酬	55,960																																																																								
給与手当	517,084																																																																								
福利厚生費	129,040																																																																								
退職給付費用	25,913																																																																								
役員退職慰労引当金繰入額	8,200																																																																								
旅費交通費	104,174																																																																								
広告宣伝費	116,546																																																																								
賃借料	86,048																																																																								
減価償却費	40,739																																																																								
交際費	17,575																																																																								
機械及び装置除却損	1,350千円																																																																								
工具、器具及び備品除却損	449																																																																								

第59期 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	第60期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)								
<p>7 減損損失 当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">場所</th> <th style="text-align: center;">用途</th> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">減損損失 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">埼玉県 さいたま市</td> <td style="text-align: center;">新規事業 廃プラスチック 造粒システム等</td> <td style="text-align: center;">機械装置</td> <td style="text-align: center;">6,698</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社は、事業の種類別セグメントを基礎に各事業におけるキャッシュ・フローの管理区分をグルーピングの単位としております。</p> <p>埼玉県さいたま市に保有する新規事業セグメントの設備については、新規事業セグメントで取り組んでいる環境保全関連等の各工程の合理化機器の自動化システム(廃プラスチック造粒システム等)事業の中期利益計画が大幅に未達となっており、今後の事業化許容計画期間内でのフリー・キャッシュ・イン・フローによる回収が困難と見込まれるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失6,698千円として特別損失に計上しております。なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、将来フリー・キャッシュ・イン・フローを8%で割り引いて算定しております。</p>	場所	用途	種類	減損損失 (千円)	埼玉県 さいたま市	新規事業 廃プラスチック 造粒システム等	機械装置	6,698	7
場所	用途	種類	減損損失 (千円)						
埼玉県 さいたま市	新規事業 廃プラスチック 造粒システム等	機械装置	6,698						

(株主資本等変動計算書関係)

第59期(自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	16,815	3,937		20,752

(注) 自己株式の増加は、単元未満株式の買取によるものであります。

第60期(自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	20,752	48,494		69,246

(注) 自己株式の増加は、取締役会決議による自己株式の取得による増加46,000株、単元未満株式の買取による増加2,494株であります。

(リース取引関係)

第59期 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)				第60期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引				ファイナンス・リース取引(借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引	
1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額				(1) リース資産の内容 主としてプラスチック製品製造機器事業及び新規事業における空調設備(建物付属設備)、コピー機等事務機器(工具、器具及び備品)であります。	
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)	(2) リース資産の減価償却の方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とした定額法によっております。	
建物	17,520	7,091	10,428		
工具、器具及び備品	76,448	27,917	48,531		
計	93,968	35,008	58,959		
2 未経過リース料期末残高相当額					
1年以内				13,941千円	
1年超				45,786	
計				59,727	
3 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額					
支払リース料				14,125千円	
減価償却費相当額				13,355	
支払利息相当額				1,078	
4 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法					
(1) 減価償却費相当額の算定方法					
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とした定額法によっております。					
(2) 利息相当額の算定方法					
リース物件のうち重要なものについては、リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。なお、その他のリース物件の取得価額相当額及び未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によって算定しております。					
(減損損失について)					
リース資産に配分された減損損失はありません。					

(有価証券関係)

第59期 (平成20年 3月31日)	第60期 (平成21年 3月31日)
子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。	同左

(税効果会計関係)

第59期 (平成20年3月31日)	第60期 (平成21年3月31日)																																																																						
<p>1 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr><td>株式評価損否認</td><td style="text-align: right;">7,737千円</td></tr> <tr><td>関係会社株式等評価損否認</td><td style="text-align: right;">134,733</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">66,346</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金</td><td style="text-align: right;">19,731</td></tr> <tr><td>未払費用(賞与引当金損金算入限度超過額)</td><td style="text-align: right;">74,200</td></tr> <tr><td>貸倒引当金損金算入限度超過額</td><td style="text-align: right;">21,402</td></tr> <tr><td>ゴルフ会員権評価損否認</td><td style="text-align: right;">8,566</td></tr> <tr><td>棚卸資産評価損否認</td><td style="text-align: right;">26,133</td></tr> <tr><td>製品保証引当金</td><td style="text-align: right;">46,007</td></tr> <tr><td>減損損失</td><td style="text-align: right;">24,048</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">27,460</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right;">456,369</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">264,514</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right;">191,854</td></tr> </table> <p>その他有価証券評価差額金 32,590</p> <p>繰延税金負債合計 32,590</p> <p>繰延税金資産純額 159,263</p> <p>(注) 当期における繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。</p> <table border="0"> <tr><td>流動資産 繰延税金資産</td><td style="text-align: right;">94,752千円</td></tr> <tr><td>固定資産 繰延税金資産</td><td style="text-align: right;">64,511</td></tr> <tr><td></td><td style="text-align: right;">159,263</td></tr> </table>	株式評価損否認	7,737千円	関係会社株式等評価損否認	134,733	退職給付引当金	66,346	役員退職慰労引当金	19,731	未払費用(賞与引当金損金算入限度超過額)	74,200	貸倒引当金損金算入限度超過額	21,402	ゴルフ会員権評価損否認	8,566	棚卸資産評価損否認	26,133	製品保証引当金	46,007	減損損失	24,048	その他	27,460	繰延税金資産小計	456,369	評価性引当額	264,514	繰延税金資産合計	191,854	流動資産 繰延税金資産	94,752千円	固定資産 繰延税金資産	64,511		159,263	<p>1 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr><td>株式評価損否認</td><td style="text-align: right;">24,547千円</td></tr> <tr><td>関係会社株式等評価損否認</td><td style="text-align: right;">134,733</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">70,040</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金</td><td style="text-align: right;">22,086</td></tr> <tr><td>未払費用(賞与引当金損金算入限度超過額)</td><td style="text-align: right;">34,590</td></tr> <tr><td>貸倒引当金損金算入限度超過額</td><td style="text-align: right;">18,354</td></tr> <tr><td>ゴルフ会員権評価損否認</td><td style="text-align: right;">8,566</td></tr> <tr><td>棚卸資産評価損否認</td><td style="text-align: right;">27,019</td></tr> <tr><td>製品保証引当金</td><td style="text-align: right;">43,365</td></tr> <tr><td>減損損失</td><td style="text-align: right;">19,312</td></tr> <tr><td>繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">38,903</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">17,405</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right;">458,923</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">245,036</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right;">213,886</td></tr> </table> <p>未収事業税 8,116</p> <p>その他有価証券評価差額金 9,068</p> <p>繰延税金負債合計 17,185</p> <p>繰延税金資産純額 196,701</p> <p>(注) 当期における繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。</p> <table border="0"> <tr><td>流動資産 繰延税金資産</td><td style="text-align: right;">108,007千円</td></tr> <tr><td>固定資産 繰延税金資産</td><td style="text-align: right;">88,694</td></tr> <tr><td></td><td style="text-align: right;">196,701</td></tr> </table>	株式評価損否認	24,547千円	関係会社株式等評価損否認	134,733	退職給付引当金	70,040	役員退職慰労引当金	22,086	未払費用(賞与引当金損金算入限度超過額)	34,590	貸倒引当金損金算入限度超過額	18,354	ゴルフ会員権評価損否認	8,566	棚卸資産評価損否認	27,019	製品保証引当金	43,365	減損損失	19,312	繰越欠損金	38,903	その他	17,405	繰延税金資産小計	458,923	評価性引当額	245,036	繰延税金資産合計	213,886	流動資産 繰延税金資産	108,007千円	固定資産 繰延税金資産	88,694		196,701
株式評価損否認	7,737千円																																																																						
関係会社株式等評価損否認	134,733																																																																						
退職給付引当金	66,346																																																																						
役員退職慰労引当金	19,731																																																																						
未払費用(賞与引当金損金算入限度超過額)	74,200																																																																						
貸倒引当金損金算入限度超過額	21,402																																																																						
ゴルフ会員権評価損否認	8,566																																																																						
棚卸資産評価損否認	26,133																																																																						
製品保証引当金	46,007																																																																						
減損損失	24,048																																																																						
その他	27,460																																																																						
繰延税金資産小計	456,369																																																																						
評価性引当額	264,514																																																																						
繰延税金資産合計	191,854																																																																						
流動資産 繰延税金資産	94,752千円																																																																						
固定資産 繰延税金資産	64,511																																																																						
	159,263																																																																						
株式評価損否認	24,547千円																																																																						
関係会社株式等評価損否認	134,733																																																																						
退職給付引当金	70,040																																																																						
役員退職慰労引当金	22,086																																																																						
未払費用(賞与引当金損金算入限度超過額)	34,590																																																																						
貸倒引当金損金算入限度超過額	18,354																																																																						
ゴルフ会員権評価損否認	8,566																																																																						
棚卸資産評価損否認	27,019																																																																						
製品保証引当金	43,365																																																																						
減損損失	19,312																																																																						
繰越欠損金	38,903																																																																						
その他	17,405																																																																						
繰延税金資産小計	458,923																																																																						
評価性引当額	245,036																																																																						
繰延税金資産合計	213,886																																																																						
流動資産 繰延税金資産	108,007千円																																																																						
固定資産 繰延税金資産	88,694																																																																						
	196,701																																																																						
<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳は、次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr><td></td><td style="text-align: right;">%</td></tr> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">40.6</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">1.4</td></tr> <tr><td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">3.5</td></tr> <tr><td>外国税額控除</td><td style="text-align: right;">0.2</td></tr> <tr><td>試験研究費等に係る税額控除</td><td style="text-align: right;">2.8</td></tr> <tr><td>住民税均等割</td><td style="text-align: right;">2.6</td></tr> <tr><td>評価性引当額の増減等</td><td style="text-align: right;">0.8</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right;">37.3</td></tr> </table>		%	法定実効税率	40.6	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	1.4	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	3.5	外国税額控除	0.2	試験研究費等に係る税額控除	2.8	住民税均等割	2.6	評価性引当額の増減等	0.8	税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.3	<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳は、次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr><td></td><td style="text-align: right;">%</td></tr> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">40.6</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">9.8</td></tr> <tr><td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">52.4</td></tr> <tr><td>住民税均等割</td><td style="text-align: right;">15.6</td></tr> <tr><td>評価性引当額の増減等</td><td style="text-align: right;">14.7</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right;">1.1</td></tr> </table>		%	法定実効税率	40.6	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	9.8	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	52.4	住民税均等割	15.6	評価性引当額の増減等	14.7	税効果会計適用後の法人税等の負担率	1.1																																		
	%																																																																						
法定実効税率	40.6																																																																						
(調整)																																																																							
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.4																																																																						
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	3.5																																																																						
外国税額控除	0.2																																																																						
試験研究費等に係る税額控除	2.8																																																																						
住民税均等割	2.6																																																																						
評価性引当額の増減等	0.8																																																																						
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.3																																																																						
	%																																																																						
法定実効税率	40.6																																																																						
(調整)																																																																							
交際費等永久に損金に算入されない項目	9.8																																																																						
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	52.4																																																																						
住民税均等割	15.6																																																																						
評価性引当額の増減等	14.7																																																																						
税効果会計適用後の法人税等の負担率	1.1																																																																						

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第59期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第60期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり純資産額 691.28円	1株当たり純資産額 687.66円
1株当たり当期純利益 43.85円	1株当たり当期純利益 11.72円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載していません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載していません。
算定上の基礎	算定上の基礎
1 1株当たり純資産額	1 1株当たり純資産額
貸借対照表の純資産の部の合計額 4,969,817千円	貸借対照表の純資産の部の合計額 4,910,416千円
普通株式に係る純資産額 4,969,817千円	普通株式に係る純資産額 4,910,416千円
差額の主な内訳 該当事項はありません。	差額の主な内訳 該当事項はありません。
普通株式の発行済株式数 7,210,000株	普通株式の発行済株式数 7,210,000株
普通株式の自己株式数 20,752株	普通株式の自己株式数 69,246株
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数 7,189,248株	1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数 7,140,754株
2 1株当たり当期純利益	2 1株当たり当期純利益
損益計算書上の当期純利益 315,311千円	損益計算書上の当期純利益 84,248千円
普通株式に係る当期純利益 315,311千円	普通株式に係る当期純利益 84,248千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。	普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。
普通株式の期中平均株式数 7,190,192株	普通株式の期中平均株式数 7,185,756株

(重要な後発事象)

第59期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第60期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
平成20年5月27日に株式会社松井製作所より、当社が製造・販売する低速粉砕機が特許権を侵害しているとして、製造・販売の差止め、製品・半製品の廃棄、損害賠償額111,220千円を求める訴訟を大阪地方裁判所に提起されました。当社としては、平成20年5月20日に、特許庁へ当該特許の無効審判の請求を提出しており、特許権の侵害に当たらないものと判断しております。	<p>当社は、平成21年5月13日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、下記のとおり自己株式を取得することを決議いたしました。</p> <p>1 自己株式取得に関する取締役会の決議内容</p> <p>(1) 理由 経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため</p> <p>(2) 取得する株式の種類 当社普通株式</p> <p>(3) 取得する株式の総数 100,000株(上限とする)</p> <p>(4) 株式の取得価額の総額 35,000千円(上限とする)</p> <p>(5) 自己株式買受けの日程 平成21年5月14日～平成21年6月23日</p> <p>2 自己株式取得の実施状況</p> <p>(1) 取得した株式の種類 当社普通株式</p> <p>(2) 取得した株式の総数 47,000株</p> <p>(3) 取得価額の総額 17,667千円</p> <p>(4) 取得期間 平成21年5月14日～平成21年6月23日</p>

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額(千円)
(投資有価証券)		
その他有価証券		
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	94,000	44,744
(株)南都銀行	72,000	38,520
第一実業(株)	134,000	32,160
東洋紡績(株)	240,000	30,480
タイガースポリマー(株)	71,300	24,883
(株)りそなホールディングス	2,300	3,013
高知ビニール(株)	6,000	3,000
大日精化工業(株)	7,000	1,498
前澤化成工業(株)	1,000	892
日精エー・エス・ビー機械(株)	4,000	724
その他 2 銘柄	3,272	663
計	634,872	180,578

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	1,645,556		1,346	1,644,209	1,126,440	39,448	517,768
構築物	112,545		592	111,953	99,043	2,454	12,910
機械及び装置	361,168	30,700	19,784	372,084	290,188	26,211	81,896
車両運搬具	2,697			2,697	2,616	26	80
工具、器具及び 備品	239,116	18,373	10,811	246,678	224,362	14,788	22,316
土地	489,821	713,920		1,203,742			1,203,742
リース資産		62,667		62,667	15,035	15,035	47,631
建設仮勘定	5,656	760,676	762,994	3,337			3,337
有形固定資産計	2,856,561	1,586,338	795,529	3,647,371	1,757,687	97,965	1,889,683
無形固定資産							
施設利用権	2,677			2,677	2,677		0
ソフトウェア	55,919	310	217	56,012	51,932	10,243	4,080
無形固定資産計	58,597	310	217	58,690	54,609	10,243	4,080
長期前払費用	1,018		774	244	89	48	154

(注) 1 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

土地 事業用土地(大阪市西成区) 713,920千円

2 国庫補助金により取得した工具、器具及び備品の取得原価は、圧縮後のものであります。

3 リース資産の増加は、当期から「リース取引に関する会計基準」を適用したことによるものであります。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	82,566	45,031	2,154	64,722	60,721
製品保証引当金	113,319	106,812	113,319		106,812
役員賞与引当金	10,400		10,400		
役員退職慰労引当金	48,600	8,200	2,400		54,400

(注) 貸倒引当金の当期減少額(その他)は、洗替戻入額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

資産の部

イ 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	
預金の種類	
当座預金	1,941,004
普通預金	151,885
別段預金	1,513
外貨預金	14,387
計	2,108,791
合計	2,108,791

ロ 受取手形

(イ)相手先別内訳

相手先	金額(千円)
(株)レイケン	119,928
エス・エイチ・アイプラスチックマシナリー(株)	66,789
日鋼商事(株)	62,154
(株)ワイズ	47,953
(株)カワタテクノサービス	43,315
その他	436,663
計	776,805

(ロ)期日別内訳

期日	金額(千円)
平成21年4月満期	163,068
平成21年5月満期	214,549
平成21年6月満期	163,425
平成21年7月満期	186,862
平成21年8月満期	48,899
計	776,805

八 売掛金
(イ)相手先別内訳

相手先	金額(千円)
住友化学(株)	234,878
旭化成(株)	223,471
第一実業(株)	104,472
東芝機械(株)	84,370
日精樹脂工業(株)	81,742
その他	1,018,880
計	1,747,815

(ロ)売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	次期繰越高 (千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間(日) $\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
2,591,220	8,322,683	9,166,088	1,747,815	84.0	95.1

(注) 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

二 商品及び製品

品名	金額(千円)
プラスチック製品製造機器	314,068
新規事業機器	9,521
計	323,589

ホ 仕掛品

品名	金額(千円)
プラスチック製品製造機器	359,710
新規事業機器	230
計	359,941

へ 原材料及び貯蔵品

品名	金額(千円)
主要材料	451,394
補助材料	7,149
梱包資材ほか	316
計	458,859

ト 関係会社株式

銘柄	金額(千円)
(子会社株式)	
エム・エルエンジニアリング(株)	407,635
カワタパシフィックP.T.E.L.T.D.	137,164
(株)カワタテクノサービス	50,000
(株)サーモテック	18,390
カワタU.S.A.I.N.C.	10,054
その他	17,276
計	640,519

負債の部

イ 買掛金

相手先	金額(千円)
(株)サーモテック	95,819
(株)カワタテクノサービス	66,468
日本機材(株)	56,093
(株)三笠	30,258
日本ダイヤバルブ(株)	28,431
その他	318,919
計	595,990

□ 短期借入金

借入先	金額(千円)
日本生命保険相互会社	100,000
(株)三菱東京UFJ銀行	50,000
(株)りそな銀行	50,000
(株)南都銀行	50,000
三菱UFJ信託銀行(株)	10,000
計	260,000

八 社債

1 連結財務諸表等(1)連結財務諸表 連結附属明細表 社債明細表を参照。

二 長期借入金

借入先	金額(千円)
(株)三菱東京UFJ銀行	250,000
(株)りそな銀行	250,000
(株)南都銀行	133,200
基盤技術研究促進センター	30,780
明治安田生命保険相互会社	30,000
計	693,980

(3) 【その他】

訴訟

第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(2)その他に記載のとおりであります。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	3月31日、9月30日
1単元の株式数	1,000株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 大阪市北区堂島浜1丁目1番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告。当社ホームページ(http://www.kawata.cc/)に掲載。なお、やむを得ない事由により電子公告によることができない場合には日本経済新聞に掲載いたします。
株主に対する特典	なし

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項の各号に掲げる権利、取得請求権付株式の取得を請求する権利、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を有していません。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書 及びその添付書類	事業年度 (第59期)	自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	平成20年6月27日 近畿財務局長に提出。
(2) 四半期報告書、 四半期報告書の 確認書	(第60期第1四半期)	自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日	平成20年8月12日 近畿財務局長に提出。
	(第60期第2四半期)	自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日	平成20年11月13日 近畿財務局長に提出。
	(第60期第3四半期)	自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日	平成21年2月12日 近畿財務局長に提出。
(3) 自己株券買付状況 報告書			平成21年3月13日 平成21年4月10日 平成21年6月12日 近畿財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成20年 6月25日

株式会社カワタ
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 檀上 秀逸
業務執行社員

指定社員 公認会計士 田原 準平
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社カワタの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社カワタ及び連結子会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年 6月26日

株式会社カワタ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 檀 上 秀 逸

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 村 上 和 久

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社カワタの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社カワタ及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社カワタの平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社カワタが平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月25日

株式会社カワタ
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 檀上秀逸
業務執行社員

指定社員 公認会計士 田原準平
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社カワタの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第59期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社カワタの平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成21年 6月26日

株式会社カワタ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 檀 上 秀 逸

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 村 上 和 久

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社カワタの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第60期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社カワタの平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。